

第百二十六回 参議院 農林水産委員会 會議録 第三号

平成五年三月二十六日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十五日

一井 淳治君

補欠選任
中尾 則幸君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
吉川 芳男君

委員
永田 良雄君
菅野 久光君
三上 隆雄君
林 紀子君
青木 幹雄君
大塚清次郎君
鎌田 要人君
佐藤 静雄君
野間 越君
稲村 稔夫君
谷本 頼君
村沢 牧君
風間 昶君
矢原 秀男君
星川 保松君
新聞 正次君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産大臣官

農林水産大臣官

農林水産大臣官

田名部匡省君

上野 博史君

堤 英隆君

農林水産省構造
改善局長 入澤 肇君

農林水産省農畜
園芸局長 高橋 政行君

農林水産省食品
流通局長 須田 洵君

食糧庁長官 鶴岡 俊彦君

水産庁長官 川合 淳二君

事務局長 片岡 光君

常任委員会専門
員 織田 肇君

厚生省生活衛生
局食品保健課長 牧野 利孝君

厚生省生活衛生
局食品化学課長 浜田 康敬君

厚生省生活衛生
局水道整備課長 大和 顕治君

会計検査院第四
局農林水産検査 第一課長

説明員
片岡 光君

本日の會議に付した案件

○平成五年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成五年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成五年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)

○原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の
変化に即応して行われる水産加工業の施設の改
良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、一井淳治君が委員を辞任され、その補欠

として中尾則幸君が選任されました。

○委員長(吉川芳男君) 去る三月二十三日、予算
委員会から、三月二十六日午後の半日間、平成五
年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係
機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公
庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

まず、田名部農林水産大臣から説明を求めます。

○國務大臣(田名部匡省君) 平成五年度農林水産
予算の概要を御説明申し上げます。

平成五年度一般会計予算における農林水産予算
の総額は、関係省庁分を含めて、三兆三千六百八
十億円となっております。その内訳は、公共事業
費が一兆八千二百二十六億円、非公共事業費のう
ちの一般事業費が一兆二千三百四十一億円、食糧
管理費が三千百十三億円であります。

なお、このほかにNNT事業償還補助分とし
て百七十四億円が計上されており、これを含めた
農林水産予算の総額は三兆三千八百五十五億円と
なります。

以下、予算の重点事項について御説明します。

第一は、経営体の育成と農地の効率的利用であ
ります。

経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体が
生産の大宗を担う農業構造を実現するため、地域
における農業経営及び農業構造改善目標を明確化
するとともに、法人化の推進、経営指導の強化等
により農業経営体の体質強化を図ります。また、
各機関・団体のそれぞれの役割に応じた農地の利
用集積活動を促進します。

さらに、意欲と経営能力にすぐれた青年農業者
等の育成確保対策を充実強化するとともに、農山
漁村における女性の活動促進のための対策を実施

します。

また、農業生産基盤の整備については、第四次
土地改良長期計画を策定し、その計画的・効率的
な実施を図ります。

第二は、中山間地域等の活性化と国土保全機能
の維持であります。

中山間地域において、営農の継続と農用地の効
率的利用を図るための融資制度を創設するととも
に、集落機能の再編強化、農林地の管理、活用を
図ります。また、土地改良施設の公益的機能等を
適正に発揮させるための集落による共同活動の支
援や農山漁村における滞在型余暇活動の促進を図
ります。

さらに、都市と比較して立ちおくれしている農山
漁村の生活環境の整備を図るため、集落排水施設
や農道等の整備を推進します。また、豊かで美し
い農山漁村の創出を図ります。

第三は、技術の開発、普及による農業生産の効
率化であります。

緊急性の高い高性能農業機械の開発及び開発さ
れた農業機械の実用化等を促進するとともに、野
菜生産の機械化、酪農の新搾乳システムの普及・
定着化等を図るための対策を実施します。

また、イネ・ゲノム解析研究を初めとする基礎
的・先導的研究等研究開発を実施するとともに、
民間等の研究開発に対する支援を推進します。

第四は、消費者ニーズを重視した農林水産行政
の展開であります。

消費者の食品に対するニーズの多様化を踏ま
え、消費者の適切な選択等に資するため、特別表
示食品について表示の適正化等を図るとともに、
食品の規格・包装の適正化、安全性の確保等施策
の充実強化を図ります。

第五は、活力ある農業生産の展開であります。

生産者、生産者団体の一層の主体的取り組みを

基礎に、水稲作、転作を適切に組み合わせさせた望ましい経営の育成や生産性の高い水田農業の確立に重点を置いて水田農業活性化対策を実施します。また、米の多様な需要に応じた生産誘導、集荷、流通の促進を図るため、米の制度別・用途別需給均衡化のための特別対策を実施します。さらに、畜産、畑作農業、野菜生産の振興のための各種施策を展開します。

第六は、地球規模の環境問題等への対応と国際協力の推進であります。

技術の開発や家畜ふん尿等のリサイクル利用等を総合的に進め環境保全型農業の確立を図るとともに、食品産業分野においても、食品廃棄物の減量化、食品容器のリサイクル等の総合的な環境対策を実施します。また、地球環境サミットにおける国際的合意を踏まえ、地球環境問題に対する取り組みを強化するとともに、開発途上地域等に対する農林水産業開発協力を推進します。

第七は、食品関連産業の振興であります。

消費者ニーズの多様化、流通コストの上昇等に対処するため、卸売市場の整備を初めとする食品流通の構造改善や経営基盤の強化、技術の開発等食品産業対策を推進します。

第八は、多様な森林整備の推進と国産材時代への条件整備であります。

多様で質の高い森林を整備するため、森林整備事業計画及び第八次治山事業五カ年計画に基づき、造林・林道事業及び治山事業を計画的に実施するとともに、林業の担い手の育成強化を図るため、林業事業体の体質強化、機械化の促進、林業労働力の確保等を総合的に展開します。また、木材の生産、加工、流通の各部門間の縦の連携を強化することにより、木材産業の構造改善を進めるための資金の創設等林業金融制度の充実強化を図ります。さらに、国有林野事業については改善計画に則して経営改善を着実に推進します。

第九は、二百海里体制の定着等に即応した水産資源の振興であります。

資源保護や環境保全の観点から公海漁業に対する規制が強まっている情勢のもと、国際化時代に対応した漁業を推進するため、マグロ等の資源調査・管理・増大対策を総合的に展開します。また、漁業生産基盤・漁村生活環境の整備、沿岸漁業の構造改善等により漁村地域の活性化を図るとともに、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業の推進等により、我が国周辺水域の漁業の振興を図ります。さらに、水産新技術の開発、試験研究の強化、漁協・水産業の経営対策の充実強化、水産物の需給安定、流通消費、加工対策等の各般の施策を展開します。

次に、特別会計予算について御説明いたします。

食糧管理特別会計においては、管理経費の節減等に努めつつ、一般会計から調整勘定へ所要額の繰り入れを行うとともに、その他の各特別会計についてもそれぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画については、農林漁業金融公庫による資金運用部資金等の借り入れ等総額八千六百五十億円を予定しております。

これをもちまして、平成五年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長(吉川芳男君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○三上隆雄君 ただいま田名部農水大臣から五年度の農水予算三兆三千八百五十億円という予算の提示がございました。日本の五年度の総予算が七十二兆三千五百四十八億円。かつて日本の総予算が三兆兆円時代にも農林予算というのは三兆円を超しておったわけでありました。したがって、その当時の総予算に対する割合は一一％近い時代もあったわけでありました。

しかしながら、現在も七十二兆円台という大台に入りながら農林予算が三兆三億をまだ前後しているというところは、その総予算に占める割合が極めて低くなっている。それがやっぱり日本の農政が今行き悩んでいる、そしてまた農村が衰退し

ている一つの大きな原因だと私は思います。もちろん国際化の中で日本の経営が、そしてまた工業を中心とした他産業の著しい発展と相対的に農業が衰退するという原因もあるけれども、予算的に見ても農林予算が少くないという観点から今の農業の状況ができていいると、こう私は思うわけでありました。

ただいま大臣からそれぞれの主要課題に対する考え方を御報告されました。きょうは、私は緊急を要する課題について絞ってお伺いをしたいと思います。

農政全体については稲村先生にお預けをして、今回、ニュージーランドからのリンゴの解禁が報道されており、そしてまた政府からの説明もあるわけでありすけれども、この問題に絞って私は伺いたいと思います。

何か今までの政府の動きを見ると、輸入を前提とした交渉を進めているのではないかとこの感じを受けます。したがって、今回までのニュージーランド政府と日本のその交渉に至ったプロセスと、今後残された対ニュージーランドと国内の日程やその措置についてまず初めに質問したいと思います。

○政府委員(高橋政行君) まず、我が省といたしましては、御承知のように、輸入禁止植物の解禁に当たりましては禁止対象病害虫の我が国への侵入が完全に防止されることが必要でございますので、そのような技術が確立されました段階でその解禁処置をやむを得ずとっているというものでございまして、我々としてその輸入を進めたい、あるいはそれを前提としますといいますが、そういうようなことでは対応してきただけではございませうので、その辺ひとつよく御理解をお願いいたしたいと思っております。

それで、今御質問のこれまでの経緯でございしますが、ニュージーランドとのリンゴの件につきましては、昭和六十二年以降、ニュージーランド側から提出されました殺虫殺菌技術に関する試験データの評価を行いまして、当方がそれを審査し

精査し、それで不完全と判断いたしましたデータについてはまた先方に再試験を実施させるというようなことを繰り返してまいったわけでございします。その過程ではニュージーランド側からは、日本があれこれいろいろいるデータ要求とかそういうことをして難癖をつけているんじゃないかという批判もあつたわけでございします。

それで、六年たちまして、昨年でございしますが、技術的に問題のないそういったレベルに達したのではないかとということで、当省の専門官が二度現地に参りまして、開発された技術を実際に現地で試験をさせまして問題がないということを確認したという、そういうまず今までの経緯でございします。

それで、これからといたしましては、以上の経緯を踏まえまして、我が省としては十全な植物検査処置が確立したというふうな判断をいたしました。三月三十日にニュージーランド産リンゴの輸入解禁に係る公聴会を開催するわけでございまして、その後につきましては、公聴会における公述人の技術的な意見を踏まえまして対応をしてみたいということにしておるところでございします。

○三上隆雄君 今、局長からニュージーランドから六年来の植物防疫法で規制されている諸条件をクリアする技術が確立したから所定の合意をして、最終的には三十日の公聴会——今ちょっと聞き漏らしたけれども、公聴会というのは今月の三十日に開かれるその公聴会を意味したんですか。

○政府委員(高橋政行君) そうです。

○三上隆雄君 それを利害の伴う生産者なり関係諸団体の意見を聞いて最終的に政府が判断するといふ、そういうお答えがありましたけれども、一言も、そしてまた、政府が私どもに何度か説明した資料を見ても、安全を確立する技術はできたといえども、産地のその病害虫が撲滅されたという表現と説明は一言もないわけでありまして、その辺をまず確認したいと思ひます。技術的に確立したということはどういうことですか。

○政府委員(高橋政行君) 先生がただいまお

しゃいましたように、ニュージーランドにはコドリ
ンガという、そういう有毒な害虫がいるという
ことを前提にして、それで日本に輸入されるリン
ゴにはそういう害虫に汚染されている心配がない
、そういう状態にするという技術が確立された
ということをごいまして、ニュージーランド自
身にコドリがなくなつたとか火傷病がなく
なつたとかということではございません。

○三上隆雄君 わかりました。ニュージーランド
自体に対象害虫のコードリガと火傷病はな
く、実地の園地で、例えばうわさで伝えられ
る指定された産地から今輸入されようとしており
ますけれども、その産地にはもはや規制されたコ
ドリガ、火傷病はないという、少なくともそこま
での判断はできますか。

○政府委員(高橋政行君) 特にコードリガ自身に
つきましては、この産地にはコードリガがある、
いないというところはございませんで、いわゆるコ
ドリガがリンゴに付着していない、あるいは付
着していてもそれを完全に殺虫するという技術を
確立したということではございます。

それから火傷病につきましては、今先生がおつ
しゃいましたように、特にそのリンゴが栽培され
ている地域、その地域には、その園地といいま
すか、その園地には火傷病がないという、そうい
う園地を指定して、そこで収穫されるリンゴ、そ
れを輸入しようということにしているわけでご
います。

○三上隆雄君 ただいまの答えでは、火傷病につ
いてはその指定された園地には、まあ園地では余
りにも小さいけれども、産地にはないということ
ですね。

○政府委員(高橋政行君) はい。
○三上隆雄君 わかりました。後ほどまたそのこ
とについては話めたいと思います。

私は前段輸入することを前提としてすべてのこ
とを進めているという表現をしましたけれども、
今回突発的にどうか突如として昨年の六月に初

めて本県のリンド協会の木村会長に来年度輸入の
状況になってきたということの伝えがあったと聞
いておりますけれども、なぜもっと早く言えな
かつたのか。

そして、そもそもこれは前近藤大臣が九一年の
五月にニュージーランドへ渡られておりますか、
それを確認したいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) ちょっと私はその点に
ついては申しわけありませんけれども存じ上げて
おりません。

○三上隆雄君 だれがわかりますか。
○政府委員(高橋政行君) この件に関して近藤元
大臣がという意味でしょうか。

○三上隆雄君 はい。関連があるから聞いている
んです。

○政府委員(高橋政行君) 我々は、この件で大臣
が具体的に何か、もし大臣がニュージーランドに
行かれたといひまして、そのときニュージーラ
ンド側からは、ニュージーランドとしては非常に
関心の高いそういう事項でございますから、恐ら
く何らかの形で話があつたかもしれないと思つて
います。現在、正確なことを申し上げられる情報
を持っておりません。

○三上隆雄君 それでは、確認をしておきますけ
れども、近藤大臣が九一年の五月にニュージーラ
ンドへ行かれたか。そしてその報告、大臣のそう
いうところに訪問するのは復讐書というか、一般
人が復讐書という、その報告の書類等があるもの
かどうか、あつたら私の質問中にその書類を示し
ていただきたいと思います。

それでは、次の問題に入りたいと思ひます。
私は今回のニュージーランドからのリンゴの輸
入は単なるリンゴだけの影響ではないと思ひんで
す。この寄生する果樹あるいは花木というものは、
いわゆる落葉果樹ほとんどに、そしてバラ科
のものに特に寄生するといふ病害虫のようであり
ます。何か日本国内にもリンゴに影響があるだけ
だなどというそういう感覚を、むしろあえてそう
いう情報を流したような感もなきにしもありま

せん。

しかしながら、今、青森県のみならず、各県で
地方議会の決議も、あるいは県議会の決議もなさ
れようとしている県が多く出ているわけでありま
す。関心を持つてこのことを研究すれば、やはり
今いろいろな問題があるのにあえて入れるべきで
ないというのが生産者及び消費者の声だと思ひん
です。そういう立場から私は質問していきたいと
思ひます。

先ほど来、局長の説明にもあるように、植物防
疫法上コードリガ及び今回の火傷病の防除が技術
的に確立されたというわけでありますけれども、
その実態というのは、先ほどは指定された産地と
言うけれども、島全体というかニュージーランド
の国土全体はどうですか。

○政府委員(高橋政行君) 植物防疫法上は、
ニュージーランド全体としてコードリガあるいは
火傷病が発生している地域というふうには、文献上
もそうでございますし実際上もそうでございます。
特に火傷病については、北の方と南島と両方
ありますけれども、南島の方が火傷病は少ないと
いうふうに言われております。

○三上隆雄君 リンゴの大産地はむしろ北島なん
でしよう。南の方は少ないわけでしょう。今回あ
えて南島を選んだというのには、火傷病がないとい
うことから南島を選んだわけですね。

○政府委員(高橋政行君) 日本側が積極的にどこ
の地域をまず選択するかということ特定したわ
けではございませんが、現在我々が知っていると
ころでは、ニュージーランドの方では、今も先生
の申された南島の方の地域の園地を指定して
くるというふう聞いております。

○三上隆雄君 それでは、そのことはまだお答え
できないかもしれませんけれども、ここまで進ん
だとすれば、その指定する産地というか地区とい
うか、それは何カ所あつて、どのぐらいの面積を
指定しようとしているんですか。

○政府委員(高橋政行君) まだ確たる、どれだけ
でどうかというところまで確定しているわけでは

ございませんで、ニュージーランド側が現在輸出
を希望しているのは、いずれにせよ南島の方の園
地で行いたいというふう言っております。

○三上隆雄君 今の段階で発表できないから発表
しないんですか、それとも全くそれは検討してい
ないということですか。

○政府委員(高橋政行君) ニュージーランド側が
いろいろ希望しているということはござい
ますが、我が方もそれではいまいましようとか、そういう
形で決めているものはございません。

○三上隆雄君 それでは、今最終的に公聴会をや
るといふ段階に来ているわけでしょう。農水省の
防疫官も向こうの現地へ行つて調査しているん
でしよう。どこをどういう形で調査してきたん
ですか。

○政府委員(高橋政行君) 現地では、一つにはコ
ドリガの殺虫試験がどのように行われるか、向
こうが言っているような基準で行つた場合に果た
してうまく殺虫が一〇〇％行えるかどうかとい
うことの確認と、それから今先生がおっしゃいま
したリンゴ園につきまして、南島の一部でその園地
がどうなっているのかということの確認はしてい
ます。それは、その場所を去年行つて確認した
しましたのは、こういうようなところをやるん
です。それから、この一部を見ただけでございま
すよということの、これを解明して輸出する場合の園
地全体について、このこととどういふ関係とい
うことで確認をしたという意味ではござい
ません。

○三上隆雄君 そんなことでこのよう恐ろしい
病害虫の侵入の危険性があるものを入れるべき
じゃないと思ひます。

だから、最初から入れることを前提にして皆さ
ん方が進めているんじゃないか。近藤大臣が行つ
たときにこんなことを言つてきている。一つの情
報ですよ、これは。行つた際にこんなことを言つ
たらしんんです。技術的な問題では輸入解禁を
先送りする何ものもないと言つていらっしゃるで
すよ、技術的な問題では。何も調査もしないで、
そういう状態で、もはや防疫法に抵触するような

産地の状況ではないという判断をしてそう言ったと思うのか、それに関係なく別な事情でリンゴをやっぱニュージーランドから送らなきゃならないという事情があつてそう言ったのか、だからその辺を確認したくてさっきの質問をしているわけでありました。ですから、最終的にはさっきの質問は答えてください。

それでは、次に進みます。

今回のコドリリングの防除の体制について若干質問したいと思うわけでありました。

日本のいろんな果樹なり野菜なりすべてですけれども、農薬の使用基準というものがあつて、国内法に基づいて農薬から濃度から時期からすべて決めているわけでありまして、ニュージーランドが日本と比べてどういう状況にあるか、その薬剤の種類等々も発表いただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) ただいまお話がございましたように、ニュージーランドが日本向けにいますか、リンゴを栽培するに当たって使用している農薬でございますけれども、これにつきましては、例えば日本でも同じようなリンゴなどを栽培しているわけでございますが、日本で登録のある農薬もございまして、日本では登録がなされていないという農薬というものが使われております。

具体的にいろいろ申し上げましょうか。いろいろ種類がございまして、例えばリンゴに登録のない農薬としてかなりのものが使われているということになります。

○三上隆雄君 その具体的な種類については資料を通して提示していただきたいと思ひます。

私の持っている資料をまず皆さんに御理解いただくために申し上げたいと思ひますが、日本で使用されてはならない、そしてまた登録のない農薬が、実際ニュージーランドで使われている農薬です。グサチオン、ブピリメート、メチラム等、それから日本では一度は使つていて廃止になった農薬がクリアマイト、それから中止になった、廃

止と中止はどういう区分があるのかわからぬけれども、一応書類では中止になったものがカラセン、ポリラム、トールバス、オマイト、ラリーというように農薬があるわけでありまして、このことを見ても、日本では今まで使つたけれども、毒性の關係とかいろんな残量農薬等々の問題があつて使えなくなつた農薬を向こうではちゃんとこういう散布層に乗って使用しているわけですよ。その辺に對する御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) ただいま申し上げましたように、確かに日本で登録がない、そういう農薬を使つていことは事実でございます。我々といしましては、ニュージーランド側にそういったような農薬の使用については防除層を、どんなふうな防除をやつていくかという層がありまして、そういうものを通じましてそういう農薬はひとつ使わないようにということを目指してございまして、ニュージーランド側もそのように指導したいというふうな言つております。また、日本に安全使用基準があるものについては、その安全使用基準を満たすようなものにしたということも言つております。

○三上隆雄君 私が示したこの農薬についての今お答えですか。私の示した規制されている、あるいは中止になった、日本の登録がない、それに対する答えですか。

○政府委員(高橋政行君) はい。

○三上隆雄君 それから、デナボンという農薬があるんですよ。これは日本でもまだ使用されております。登録にありません。しかし、使用基準が日本では規制されております。その規制というのは、収穫二十五日以前でないと使えないという、そういう農薬であります。しかし、ニュージーランドは五日前までこれを使つてもいいという、そういう基準なんです。

このデナボンというのは、日本では殺虫剤、そして場合によつては摘果剤に使つていられるわけでありまして、これが私は大変な発がん性のある農薬だと思つて、特にこのデナボンを使わない

とコドリリングを防ぎ得ないんだそうです。その点についての御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、日本で登録のないそういう農薬についての使用は、向こうも使わないうように防除層などを設けて指導するというようにしてございまして、指導するということになります。

○三上隆雄君 これから指導するということですか。

○政府委員(高橋政行君) まさにそういうことで、現在ももう指導を始めていと思ひます。

○三上隆雄君 日本で規制されている農薬を使わないとコドリリングを防ぎ得ない。その防ぎ得る技術とその農薬によつて確立されたということである方が今入れようとしていられるんですよ。矛盾しませんか、それは。

○政府委員(高橋政行君) 先ほどちよつと申し上げましたが、コドリリングについては、これは飛びますので、園地指定によつてコドリリングがいくつもないかと、そういうことで規制をしていくということとは難しいというふうな考えておりますので、コドリリングにつきましては、輸出する際に完全に防虫をするということによつて、その輸出するリンゴにはコドリリングがない、殺虫されていという状態にするということでございます。

○三上隆雄君 それでは、ニュージーランドの使用基準からいつて日本でも五日前までは使つてもいいということとを判断していいですか。そうなたら日本の農薬の安全基準、安全性に対する考え方というのを根本的に変えなきゃだめなんですよ。へ理屈を言わないでください。

そして、ニュージーランドは五日、これはニュージーランドの防除の体系だから、あるいは向こうの基準だからいいとしても、日本に入つたら日本の農産物、食べ物という考え方にならないとだめですよ。日本のリンゴと同じ条件で扱わないとだめですよ。その点どうですか。

○政府委員(高橋政行君) 現在、日本でいわゆるコドリリングというのがありませんので、そういう

コドリリングを対象とした農薬の使用基準なりそういうものを持つていないということでございます。我々はいかにコドリリングというのが日本に侵入しないようにするかという格好での処置を完璧にしたい、こういうふうな思つていられるところでございます。

○三上隆雄君 このデナボンというのは安くて毒性が強く、だから日本でも使いたいですよ。出来秋の収穫前にいろんな害虫が発生するから。それを使わないで高い農薬を使つていられるんですよ。そんなことちゃんとわかつてください。

それからもう一つ、ナフタリン酢酸という、これもまたポストハーベストという使い方をされていと思ひます。これは出荷時に、これは品種によつて若干違うと思うけれども、どちらかというとなんかニュージーランドのリンゴは早もぎするんだそうです。早もぎすると貯蔵中に褐色になるヤケがくるんですよ。そのヤケを防ぐために消毒するのがこのANA、ナフタリン酢酸というものです。これは日本では絶対使つていない、使えない農薬なんです。それを向こうで現に輸出用には使つていというんです。それはどうですか。

○政府委員(高橋政行君) 今おっしゃいました、ANAという名前一般に呼ばれておりますが、この農薬についても日本では登録が全くありません。そういうこともありまして、先ほど申し上げましたように、ニュージーランド側もこの農薬については使用を差し控えにしたい、こういうことになっております。

○三上隆雄君 これから輸出するときは、その農薬を使わせないということですね。それもまた危険の一つですからわかつていってください。

それから火傷病、さつきからコドリリングと火傷病と一緒な議論をしていますけれども、火傷病について質問したいと思ひます。

火傷病というのは、リンゴにはモニリアそれから腐乱病という極めて危険なものがあるわけですから、このモニリアと腐乱病と一緒にしたような病気なんです。腐乱病というのは木の枝の部

分、幹の部分の皮を腐らす病気です。モニリアというのは新梢部分それから花の部分に腐らす病気なんです。それと一緒にしたような病気で、単なるリンゴだけではなく、この火傷病の方はむしろサクランボなりナシの方の被害が大きいという事なんです。ですから、山形、福島等々で騒いでいるわけでありまして。

そこで、これをまたポストハーベストという方法で防除しなけりやならないということでございます。その防除する農薬は次亜塩素酸ソーダというなかなか面倒な、今日日本へ入れようとするときのこの濃度は、この政府の報告資料で見ると日本の常識では考えられない濃度で消毒しようとしているんです。その点についての見解をいただきたいと思います。日本の基準は七ppmです。この消毒に使うのが一〇〇ppmで消毒するというんです。

○政府委員(高橋政行君) 我々は、次亜塩素酸によりまして火傷病の輸出に際する殺菌のための消毒をやるということでの技術にしておるわけでございますが、この次亜塩素酸ソーダによって消毒いたしまして、あとのその残留が食品衛生法上の基準値内におさまるのかどうかということでございますが、この点については、我々の今までのデータによりまして、基準値内におさまるということで問題はないというふうに思っております。

○三上隆雄君 日本水道でも使われている消毒剤だと言われているんですね。その水道のときには、私がさっき例にとつたのは七ppmということですが、それが果実の場合は一〇〇で許容範囲内だということによしてとる判断に私は問題があると思っております。

○説明員(牧野利孝君) 農薬を使用した農産物の安全性でございますが、厚生省では農産物の安全性を確保するために、農作物中農薬の許容基準、いわゆる残留農薬基準でございますけれども、この基準を設定してきてございまして、例えば、植物防疫におきまして使用されております。

ます臭化メチルにつきましては、国産品、輸入品を問わず、ただいま議論になっておりますリンゴを仮に臭化メチル燻蒸した場合は、その結果としてリンゴに残留する臭素に対しては二〇ppmという基準が設定してございます。この基準を超える臭素の残留が明らかになった場合には、その流通が禁止されることになるわけでございます。

私も厚生省といたしましては、今後とも食品中に残留する農薬の許容基準の整備拡充に努めることとしておるわけでございます。

それから、先ほど出てございまして次亜塩素酸ソーダでございますけれども、水道水の例が出てまいりましたので御紹介させていただきますと、水道水は、水道蛇口での濃度が〇・一ppm以上というふうになされてございます。

○三上隆雄君 〇・何ppm以上ですか。

○説明員(牧野利孝君) 水道水の塩素量でございますけれども、上水道を出るとき濃度が通常一ないし二ppmでございまして、水道の蛇口での濃度が〇・一ppm以上というふうになってございます。

○政府委員(高橋政行君) 先ほど若干間違つて答えたかも知れませんが、御訂正申し上げておきますと、今厚生省の方からお話がございましたように、食品の残留基準としては、臭化メチルについて二〇ppmというのが設けられておりますが、次亜塩素酸ナトリウムについては食品の残留基準は特別にないというところでございます。

それから、先ほど消毒する場合の濃度として一〇ppmというのは非常に高い濃度ではないかというお話がございましたが、例えばこれにつきましては、現在アメリカに温州ミカンを出しておるわけでございしますが、そのときもやはり同じように一〇ppmという濃度でやっておりますわけでございます。我々としては特別の問題はないんじゃないかというふうに思っている次第でございます。

○三上隆雄君 次に、さっき私はヤケ防止の消毒

剤でちよつと勘違いしましたが、ジフェニルアミンという農薬はありますか。これはヤケ防止なんだから、さっきの冷蔵ヤケというものを防止する。それも日本ではやらないものを、輸入品についてはその農薬で消毒しないと来る途中で特にグラニースミスというデリーの品種に出るんだそうです。

後ほど総合的な判断で大臣の決断を促すわけでありまして、次に、今回のニュージージーランドのリンゴでどんな影響があるかということをおえて少な目に、日本に影響がないという、そういう報道を進めてはいないかと、こう私は思うのであります。

私は、安全性の問題はもちろんですけれども、こういう量、価格、品質からいっても極めて脅威のニュージージーランドのリンゴだと、こう思うのであります。

実は昨年、年明け前に農水省から説明をいただいた段階では、初年度は五百トン、そして年を追って五年度では二千五百トンという説明がありました。しかも、その段階での価格の説明は、現地でキロ二百円、そして燻蒸や輸送経費や関税やいろいろ入れて日本では二百五十円ぐらいの販売価格になるだろうという説明をしてもらったわけでありました。

今回青森県の調査団が、県の行政も加わって生産者と一緒に行つたその段階での説明は、量的には、初年度は十トン、そして二年度は一千トン、六年度で三千トンにするというところであつた。報告、それから値段的には、港渡しでキロ五百円、スーパーの売り値が約七百円と見込んでおるという説明、県議会でも確認をしたけれども、そういう説明をしていました。それを裏返せば、現在ニュージージーランドでとれているリンゴの形と味といわゆる品質からいって極めて高いリンゴなんですよ、五百円、七百円というのは、日蘭連の会長さんいますけれども、なぜこんなことを言うんですか。

○政府委員(高橋政行君) ただいまの先生のお話は、ニュージージーランド産のリンゴがいろんな形で影響があるんじゃないかということでございますが、この間いろいろと調査に現地でもありますが、そのときも役所でも行ったわけでございますが、そのときの向こう側の話によりまして、確かに解禁初年度は市場調査というふうなこともございまして、試験輸出であるということから輸入量はわずかでございます。まして、影響は余りないというふうには言えるかと思ひますが、二年目以降については我が国の消費者がニュージージーランドのリンゴに対してどのような評価を加えていくかということにもよるわけでございます。次第に輸入量が増加していくということは当然考えられることであると思ひております。

それで、ニュージージーランドの方と日本とを比べますと、食形態がえらく違うわけで、特にニュージージーランドではそのまま生で食べるとか、あるいは日本では皮をはいで食べるとかという違いがございまして、特にニュージージーランドでは百五十グラム前後のものが主流でございまして、それで外観には余りこだわらないということになります。しかし、現在のところ日本向けには、日本の市場というところになりますと、外観もいものに選別するとか、あるいは大きさは通常ですと百五十グラム前後のものが二百から二百九十グラムぐらい、日本の国産「ふじ」ですとおおむね二百六十から三百五十グラムですから、そこまではどうも大きくないのでございまして、そんなようなものを考えているということなんです。

また、価格の面を見ますと、さっきの先生のお話ですと、むしろ何か日本のものよりも高くなるというふうなことも言つていたということがありますが、どうも我々が調査といひますかいろいろデータで考えるところによりまして、やっぱり日本のものと比べるとやや低い、例えば二、三割ぐらいは低いという感じではないかというふうに見ております。

そうしますと、いろんな形で我が国への影響というものはあるわけでございますから、いかに我

が国のリンゴとニュージーランドのリンゴが競争する中ですみ分けをしていくかということが非常に大切なことであろうというふうな思っております。国産リンゴの特性とか有利性を生かすようなことを今後も考えていかなきゃいけないことであるというふうな思っております。

○三上隆雄君 品質的には向こうは、ニュージーランドのリンゴとナシの販売会社という一つの大きな公的な組織、ボードという組織があるわけでありまして、品質が日本のような品質化するということは私は目に見えて確実だと思っております。この間行ってきた人たちがそういう見方をしています。

それから、量的にもこれは一括集荷販売しているわけでありまして、日本に対する販売量の拡大も私は極めて容易だと判断するわけでありまして。そういう点から、日本の市場に対して、リンゴだけでない果物全体の市場に対して大変に大きな影響があると私は思うわけです。

日本の今果物の消費量という消費量というのは大体七百五十万トン前後だと思っております。そのうちの三百万トン近いものは今輸入果物の状況であります。だとすれば、この量を国民一人当たり換算すれば、子供から老人に至るまで一人七十キロを消費するということなんです。もう日本の果物の消費というのは、弾性値というものは大分限界でしよう。これに多少なりとも入ってくるということとは日本の果物の撤退なんですよ。そのことを考えれば、しかも先ほど来申し上げてきたように、安全性の問題からいけば、生産者の立場に立つても消費者の立場に立つても私は断固としてこれは阻止しなきゃならない、そう思うんです。

そして、今までの検査体制も国のとった姿勢は私は極めて安易だと思えます。政府の説明では、これは慎重に輸入を抑えてきて、そして説明会をやった公聴会をやったことではないと言われけれども、今までミカンにしても牛肉にしてももっと安易な考え方で入れたからこそういふ影響が出て

きているわけでしょう。サクランボは安泰だといふのも何も安泰ではありません。リンゴの果汁の自由化だつて影響がないと言われども、産地では入ってくる前より原料が半分になってしまっているんですよ。製品として販売価格は同じであつても産地がだめなんですよ、これでは。前は千円から千五百円したんですよ、もぎ取ったリンゴでは。今は千円から五百円ですよ。これでも影響がないという判断で皆さんが行政を進めるところに問題があるわけですよ。

そこで大臣、何としてもこれを阻止したいというところから、国際植物防疫条約と日本の国内法の植物防疫法からいって私はまだ抑える手だてがあると思うんです。その手だてというのは条約の六条に「輸入に関する要求」という条項がございます。この条項というのはいわゆる禁止条項であります。その禁止条項六条の二項の(4)というところに、前項の条項を否定する条項がございます。その否定する条項というのは、「植物防疫上の考慮により必要とされない限り、その植物防疫法に基いて執つてはならない。」ということなんです。

そこで、問題なのは「考慮」であります。この「考慮」というのは、私は客観的に判断したいわけゆる政治的な判断だと思えます。そして、「植物防疫法に基いて執つてはならない。」ということとは、この「考慮」によって逆にその措置をとることを必要と認めればとることができることは判断できると思うんです。

それからもう一つ、この前例がないかということとあります。沖縄は国内であります。日本の国土であります。三年前にパイナップルを初めてとして沖縄の果物を本土に移動されるときにウリミバエという今回のような害虫があつたわけでありまして、このウリミバエを沖縄群島全体で撲滅しないう限りの入らないという手段で何年も努力して、多くのそのための投資をして全島にその撲滅が確立されたという時点で初めて三年前に入れたではないですか。

ればいいと思うんですよ。その点、局長、大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) 沖縄につきましては、ウリミバエというものによって汚染された地域であつたわけですね。したがって、そのウリミバエを何とか撲滅しようとして、撲滅されてしまえばウリミバエはいなくなりますので、そこからは植物の移動、果物の移動ができるということでござります。

それで、もう一つのこちらのニュージーラミカンのミバエという害虫が現にいます。いので、現在その植物は移動を禁止しているわけですね。輸入をすることを禁止してあるわけですが、植物防疫上そういう殺虫できるといふ技術ができれば、そういう害虫が日本に侵入してくるということはないわけですから、その場合には植物防疫上それをとめているという理由はなくなるでしようということでございます。

したがって、沖縄の場合はそのウリミバエがいなくなるといふ状態に話でございまして、こつちは現に害虫が存在しているという中で話でございまして、そこは問題が違ふんじゃないかと思ひますけれども。

○国務大臣(田名部匡吉君) 今いろいろ議論を伺つておりました。青森県がこれは五〇%のシェアを占めておるといふので、私も入れたくて考えておるわけではもう全くないんですが、ただ、昭和四十六年にこれは輸入自由化されておりました。我が国も加盟する国際植物防疫条約というのがあります。そこで植物防疫上必要とされない限り、この輸入禁止措置をとつてはならないというルールがあるわけですね。したがって、火傷病でありますとかコドリシガの話がありました。これはもう完全に撲滅すると。一方では、日本に持つてきてこれは植物防疫上問題があるといへば、この場合でも、どちらでもひつかかれば入れるわけにはいきませんから、それは。

きには十分検査をして、問題があればこれは焼却するか突つ返すわけですから。しかし、その時点で科学的に調べて一切何にもないということになると、これを断るといふわけにはいかぬわけですね。ですから、いずれにしてもこのニュージーランド産にかかわる検査措置というものは、私どもの専門家がいろいろ現地を調査して、それでも完全に防除体制はなされたという認識を持つておるわけでありまして、これを断る、輸入禁止をするという理由は見当たらなくなつたわけであつて、随分長いことあれこれ理屈をつけてやつてみたものの、向こうもまた日本に言われるとおり一生懸命やつてやつてやつて、とうとう問題のないようにしたということなんです。

それは今までも、サクランボでもあるいはイスラエルのスウィーティでもチリのブドウでも、もう何でも入るたびにいろいろと理屈をつけては入らない体制のことをやつたわけですが、これ全部確立されて、今申し上げたように、トマトからピーマンからマンゴウから何年かたつて防除体制ができたものは全部入つてきているわけですね。ですから、これだけはそういう同じような経緯をたどつたという理由はない理由はないのか見つからぬというのが実態であります。

○三上隆雄君 だから、入れなきゃならない、入れたという前提で物を考えるからそうなるんですよ。入れなくてもいいことがありますが、という考えでいけば、輸入国が、ちゃんと条約で示しているんだから、輸入国が植物防疫法上からいって判断すれば、その判断の基準というのは、全島が沖縄にやられたようなそういう状況をつくらない限り入れないと言へばいいんじゃないですか。だから、マンゴウや何かや日本にない果物とまた同じような土俵に上げていますけれども、日本にあつて、日本で余つていふものをなぜ入れなきゃだめなんですか、そのことをまず主眼において考えてください。日本の国民として望むものは入れてもいいと思うんですよ。日本の農民が、消費者が望まないものをあえてなぜ危険を顧みず入れ

なきやならないんですか。

だから、その前に入れないなきやならない事情があったんじゃないですかというのを私は確認しているんですよ。さっきの答弁で済みますか。

○政府委員(高橋政行君) ちよっと沖縄県について申しますと、沖縄についてはいずれにしろウリミバエによつて汚染されておるということですから、その地域で生産されたものについては移動を禁止しておいたわけですね。

そうすると、例えば沖縄で今ニュージーで問題になっているような一つの消毒技術というのが確立すれば、そうすればその技術によつて消毒をして移動させるということはできたわけでございまして、現にそういう形で沖縄のものについても入れたことはございます。

○三上隆雄君 それと同じじゃないですか。沖縄から入れないというのは、本土にいない虫が沖縄にいたから入れないんですよ。

今回も、コドリンガという虫が日本にいないのに向こうにいて、それが撲滅されてないから我々に入れないという理由をつけているんですよ。あなた方は技術が確立したから入れると言っているんですよ。技術が確立したって撲滅することはできないんですよ、自然界では。そのことを確認してから入れたらどうかというんだよ。

○国務大臣(田名部匡吉君) おっしゃっている意味はよくわかるんです。ですから、そういう問題があれば入れませんからと、こうお答えしているわけであって、そのことが実際専門家間でどういふふうな状態かというので、問題がなければこれは揚げざるを得ない。これを検査するわけですから、輸出するときは向こうの港でもやるしこっちでもやるし、そこで一切のものがクリアされたときはじゃどうしますかということになるわけであって、決して入れたくてやっているわけではないんですよ。先ほど申し上げたように、心情的に言えば、私も出身県でありますから。

ただ、そのことによつて断るとか、あるいはさつき「考慮」ということを政治的に、こういうお

話がありました、これは技術的なことを言っているんで、政治的に判断して入れないことはできませんよという条項ではないんですよ、その辺のところはあくまでも技術的なことでありますから、それで判断せざるを得ない、こう思います。

○三上隆雄君 どこまでやりとりしても、大臣はそういう認識で入れようとするわけだから、これはやむを得ないにしても、我々は断固としてめたいと思いますよ。日本の果物生産者のために、消費者のために。それほど安全性についても問題がある。

それから、検査でも目に見えているでしょう、なかなか駆除できないということが入つてしまつてからとめるといつたって、今までいっぱいそういう実例があるじゃないですか。入つてしまつてからではどうにもならぬでしょう。牛肉だつて影響がない、サクランボだつて影響がない、ミカンだつて影響がないと入れたら、すべてが半減されているんですよ。ミカンだつて、かつては三百五、六十万トンあったのが今百六、七万トンですよ、半分になつたんですよ。それでも影響ないと言ふんですか。牛肉だつて四七%ですか、自給率がそのぐらゐりなくなつていくんですよ。

それでは最後に、公聴会が三十日にあります、この公聴会には多くの人が公述人として出るようでありまますから、皆さんに発言の機会を与えて、問題を起ささないようにひとつ特段の御配慮をお願いしたいと思うし、私は、実際にその生産に携つた人として、今入れることは日本の果樹界全体に大変な禍根を残すことになると思う。そして、よくこんな考え方をする人があります。輸入したら出したらいけないかという考え方、この出すというところは、私は病害虫の国際的なまき散らしだと思ふよ。それはなぜかというところ、これまた輸入国の国内法によつて例えばアメリカに日本のものを入れる、その場合はアメリカで規制している病害虫が日本にあつたら入れ得ないわけでしょう。ですから、アメリカは日本の今の実情では入れ得ないということです。それはハダニや赤星や

黒星や、いっぱいそういう病害虫を日本で撲滅しない限りアメリカに入れ得ないということなんですよ。ニュージールランドは同じだけれども、ニュージールランドは入れたいから、ニュージールランドにない病気で、日本にあつても、それを交換してでもやるんでしょ、これはニュージールランドは望みますよ。だから、そういうことを考えても私は、大臣、今回は心を神様に何とせよとめることに努力していただきたい。そのことを要望申し上げて、私の質問を終わります。

○国務大臣(田名部匡吉君) そういう問題があるというこの前提でお話ししておられるようでありまして、だから、あるかないかは揚がってから入つて売つた中から問題が出てくるわけじゃないんで、揚がるときに検査をきちつとしてやるということですから、決して喜んで入れるというつもりもありませんし、公聴会についても爾々と皆さんの意見を十分伺つてやりたい、こう思つております。

今リンゴ農家に与える影響という話とごつちやになつておるようですが、これはこれ、それは一体どうするかという話であつて、だから入れないというところは、影響があるから入れないということの断りはなかなかできませんので、病気があるかどうか、あるいは入つてきたものについてはどうするかというの、これはまた別の論点でありますから、いづれにしても公聴会によつてきちつとしたことをしたい、こう考えております。

○稲村穂夫君 私は、農水委員会に前は所属しておりましたが、戻つてきてから今度大臣には初めて質問を申し上げることになりましたので、ひとつよろしく願ひいたします。

そこで、きょう通告をしておりました予算の審査についての質問項目、今の三上委員とのやりとりを聞いています、私は順序をちよつと変えさせていただいて、一番最後にしておりました食料の安全対策確保の予算措置という関連でまず質問をしたいと思ひます。

私は、大臣のお答えについてちよつと納得がないからであります。といいますのは、入ってくることを水際で完全に防止をするという、これは技術的に私は完全無欠ということは不可能だと思ひますよ。今の農林水産省の植物防疫官のあの体制だけでも大変なんです。一つ一つのリンゴについて絶対に大丈夫だという確認をしない限りはそれはあり得るんですよ。私もかつての技術者の端くれでありましたから、その辺のところはみんな心得ているつもりなんです。ですから、私は、三上委員が心配をして主張をされているということについて、これは本当に真剣に考えていただかなきゃいけない問題だといふふうに思ふんです。

ですから、沖縄でウリミバエを撲滅しない限り移動させない、これは撲滅の確認ができない限りはそれはどうしたつて見落としか出るんですよ。いろんな体制をつくつたつて見落としか出るんですよ、人間の集団のやることなんです。少なくともその地域でもって撲滅をしたという確認がされなかつたら、これは安心するということとは私は非常に危険だといふふうに思ふんですよ。ですから、そのことを踏まえてこれから対策を、そのこともしっかりと腹に置いていただいてこれから対策をしていただかないと、食料の安全対策ということについては心もとない、こういうことになつてくると思ふんですよ。今のは、私が提起をしている問題は厚生省に聞くつもりで出していた問題じゃないんですよ。農林水産省が日本国民の安全と日本の農業の安全という立場に立つてどれだけの体制をとれるか、その予算措置をどれだけ本気になつて講じているかというのをその観点から私は伺おうと思つて通告をしていたんですよ。

でも、今のそのこと一つ考えて、三上委員とのやりとりを考えただけでも、今の植物の防疫官のあの体制で十分だとお考えになりますか、本当に水際でもつてそれは阻止できるとお考えになりますか。その辺のところをしっかりと考えて答弁をしていただきたいと思います。

初めての質問で初めから大きな声で申しわけあ

りません。

○政府委員(高橋政行君) ただいまの植物防疫に
関係した話でございますが、一般的なことを申し
上げますと、いずれにせよ重要な病害虫です、
我が国に侵入しては困るそういう病害虫
によって侵襲されている国にある果物、それでその
果物にそういう病害虫が寄生するというような
そういう果実とか野菜とかいろいろございませ
が、そういうものの輸入あるいは日本国内の場合
であれば移動、そういうのはまず一般的に禁止し
ておるわけです。それで、これはやらない。
しかしながら、その国でそういう病害虫が全
部撲滅されてなくなってしまうということであ
れば、これは安心して輸入したりあるいは移動さ
せることができるわけですが、それが実際問題とし
てなかなか撲滅までにはいかないという場合に
は、それぞれの果物なりあるいは野菜なりにつ
きまして、輸出されるものについてそういうよう
な病害虫が全く殺菌あるいは殺虫処理によつても
付着しない、完全に一〇〇%死亡しておるとい
うような状態にしておれば、その場合には植物防疫
上の理由がないわけですから、輸入を認めるなり
あるいは移動を認めるということにしておるわけ
でございまして、これは一般的に国際的な
ルールとしてそういうふうによつておるわけ
です。

それで、先ほど沖繩の話がございましたが、沖
繩はウリミバエによつて汚染をされておりました
ので、まず一般的には移動は禁止と。しかしなが
ら、一定の消毒技術を開発して、野菜なら野菜に
ついてその病害虫が一〇〇%消毒殺菌ができると
いうことであれば、その野菜については移動でき
るという処置を講じたところでございまして、そ
のほかの国の場合でも同じようなやり方を今回も
考えておりますし、先ほど大臣がお話し申し上げ
ましたように、今までサクラソバにしろレモンに
しろ、いろいろな果物についてそういうふうにな
個別に防虫殺菌技術が開発されれば、そのものに
ついては輸入を認めざるを得ない、そういうこと
に

なつておったということでございます。

○稲村稔夫君 説明を長々とされているけれど
も、一番の問題はあれでしょう。そうしたら、そ
の国で沖繩の場合と同じようにそこではもう撲滅
をいたしました、その地域は。こういう確認を
することがまず第一でしょう。そして、それに基
づいてそういう体制できているから、だから植物
検査で一定程度の死骸が見つかったもそれは大丈
夫だとか何とかというところになるんでしょ
う。問題は、その確認がまずされないや困るん
です。それで、沖繩でやつたが、沖繩はきつ
くて外国の場合は緩くていいということになる
んですか。

○政府委員(高橋政行君) 撲滅してしまえばまず
もう問題なく移動なり輸出入ができるということ
です。それで、撲滅できない場合には、個別
病害虫ごと、その病害虫が寄生します果物なり野
菜ごとに消毒殺菌技術を開発し、それによつて消
毒殺菌をしたものののみを……

○稲村稔夫君 わかつていますよ。沖繩の経過は
わかつてるんですよ、僕は。それで、ウリミ
バエを撲滅するために順番にやつていったでし
ょう、地域を絞りながら。そういう事実もみんな僕
らはわかつていて聞いているんですよ。そういう
同じ手法をなぜとれないのかと聞いているん
ですよ。

○政府委員(高橋政行君) 例えば沖繩の場合に限
定して申し上げますと、沖繩もウリミバエにつ
いて撲滅できない段階があつたわけですね。今は
撲滅してきたわけですが、撲滅できないで汚染さ
れていたときには、一定の消毒のやり方の基準を
決めまして、その消毒殺菌技術でもって消毒した
果物なり野菜については移動を認めておりました
ということでございます。

○稲村稔夫君 私が言っていることは、沖繩に対
して我々がやつてきたその対応と同じ対応を少な
くとも輸出国に対してもしなければいけな
いでしょうと、これがまず第一ですよ。
そして、それに付随をして、今度はそれでもな

おかつ植物防疫法に基づいて検査をしなきゃなら
ない。その検査の体制というものが仮に、仮にで
すよ、もし民間流通で商売は民間でやられるとい
うことになってきたときに、仮にそのときに間違
いがあつたとしたときに、水際でそれが発見でき
るという体制に、最大限、一〇〇%と私はとて
言えないと思います。それは、一〇〇%なんと言
たらうそをつくことになると思ひますからね。だ
から、最大限の努力をすることができるといふこ
との体制が必要なんだと思ふ。

○政府委員(高橋政行君) 我が国もいろいろ国際
化といひますが、そういう時代を控えて、い
ろんな人が往來するとか、あるいは輸出入につ
きまして大量に外国のものが入ってくるという
ような時代を迎えておるわけでございますので、先
生が今おっしゃいましたように、輸入時における
植物防疫官による綿密な検査ということが当然重
要になっておりますし、その水際で病害虫の我が
国への侵入防止を図つていかなきゃいけないと
いうことはおっしゃるとおりでございます。

したがしまして、我々も検査体制の整備強化を
図つていかなきゃいけないということ、毎年植
物防疫官の増員などもいたしましてそういった体
制の強化に努めているところでございまして、今
後ともこの点については、特に今もお話ござい
ましたように、配意をしていかなきゃいけない、
そのように思つております。

○稲村稔夫君 植物防疫官の検査体制を強化して
いく、人員をふやしていく、これは当然お願い
しなきゃならない。今の体制については、私も
も仲間が現実に横浜の検疫所などを視察させて
いただいて、その報告なども聞いておりますけれ
ども、とにかく現場は随分御苦勞されているとい
うことだけはもう本当に痛いほどわかります。御苦
勞されるということはそれだけ大変だということ
なんです、今でも。それはもうわずかな何%や

しましたというその一けた数字のふえ方ぐらいで
はなかなか対応し切れないぐらいの厳しい体制だ
と思ひますよ、現実の問題として。

あとは、厚生省なんかになるともっとひどく
なつてきて、民間で適当に自主検査などというこ
とも随分入つてきたりする。そこに比べれば少し
は農水省はいいんだと思ひますけれども、しかし
これでは大変だと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) 沖繩がウリミバエに
よつて汚染されたときには、殺菌技術が開発
された場合には、その技術によつて消毒殺菌した
ものについては個別に移動を認めていたわけ
ございまして、そのときと同様に厳しくそういう殺
菌技術の徹底をしていかなきゃいけない、このよ
うに思つておるということでございます。

○稲村稔夫君 語尾がはっきりしないよくわか
らないんですけども、問題は、沖繩で対応され
たときには、我が国の技術でもってそれこそ農林
水産省があらゆる知恵を絞つて指導していつて
るわけでしょう。そういう体制をつくつていつた
わけでしょう。ちゃんとプロジェクトまでつくつ
て一生懸命努力したんですよ。そういう体制で
いつて確認ができる、判断ができるという課題
だった。少なくともニュージランドに対しても
農林水産省の技術陣も総動員してきちんとその辺
のところは対応をして、それで大丈夫だという確
認ができたときに初めて沖繩と同じ体制だとい
ふに言えることになるんじゃないですか。

○政府委員(高橋政行君) 今のニュージランドに関
して申し上げますと、今回ニュージランド側が開発
した消毒殺菌技術、それが向こうが開発した
その技術に従つてそのとおりに行われているかど
うかということにしましては、我が国の植物防
疫官も現地には派遣いたしまして、園地の状況、そ
れから現実に消毒する場所あるいは消毒の状況、
それからまたニュージランドから日本に向か
つて輸出する場合の輸出検査、こういうものにも日

本の植物防疫官が立ち会いをいたしまして、十全を期すということにしておる次第でございます。
○稲村稔夫君 私には少なくとも沖縄と同じ体制にということをお願いしているのは、あくまでもその国の例えばコドリンガであればコドリンガの撲滅のために、撲滅をするという目標を立てて、そしてきちっと対応されて、そしてそのことについての我が国のいろいろな技術も全部提供し、そしてそういう中で、もうこれなら大丈夫だということそれこそ確認というのをするにはかなりの私は期間と努力とが要すると思います。そういう意味で言ったら今早急に結論を出すということには絶対承服しかねますということだけ申し上げて、これでやっているとまた私の持ち時間全部なくなっちゃうので次へ進みます。

一般会計予算に占める農林水産予算の割合が年々減少してきているわけでありまして。これは大変問題だというふうに思うのであります。これは私の一覧表をずっと見ております。そうすると、大体食糧管理費が大幅に減ってきているからといううな話も出てくるんですが、食糧管理費を除いても一般会計に占める農林水産予算の比率はほとんどどんとど下がつてきています。例えば大体昭和五十年代は六割ぐらい、前後ちょっとしたりするとはあつても、それがことしになりますともう四・二％ですね、食糧管理費を除くとです。食糧管理費が減ってきているから農林水産予算が減っているということには、言いわけにはならない、こういうことになるわけなんです。そういうけれども、それこそ、今こんな大変な時期を迎えている日本農業なんですから、農林水産省が大変な御苦労をなさっているという、そういう時期に農林水産省の予算がこんなふうになつていくというのには、私は極めて不思議な感じもするわけでありまして。

これは大蔵省が悪いんですか、それとも農林水産省が要求不足なんです。ちよつと端的な聞き方をして恐縮であります。この現象をどのよう

に農林水産省はとらえておられるのか。

○国務大臣(田名部匡省君) 農林水産予算については、一般歳出に占める割合というのは八％から九％で推移をいたしておるわけでありまして、平成三年度以降は着実に増額が図られております。特に、平成五年度においても新政策を踏まえて必要な予算を計上いたしまして、いすれにしても必要な予算の確保に努めております。

お話しのように、一般会計に占める政策経費として農林水産予算の割合を考へるに当たっては、当該年度における国としての政策実施にかかわらない国債費でありますとか地方交付税交付金を除いた一般歳出に占める割合で答へるのが適当と私は判断しているわけでありまして、一般会計に占める農林水産予算の割合については、今のお話にあつたように五％前後で推移をいたしておるわけでありまして。

○稲村稔夫君 農林水産大臣も、最後のところの五割ぐらいで推移するというところはちよつと力のない御答弁をいただきました。
問題は、全体に占める比率、このごろは予算の規模が非常に大きくなつていますから、農林水産省が一生懸命頑張つて予算を確保して伸ばしていただいても、全体に出てくる一般会計の中で占める比率の伸びというのはせいぜい一％とか、数％でも五割以下と下の方のパーセンテージしか伸びない、そういう状況になつていふと思ふんです。これは農林水産省、大変御苦労でありますけれども、新農政を推進するという立場をおとりになるならば、それこそかなりの努力をして農林水産予算というものを大幅に伸ばすという努力をしていただかなければいけない、そう私は思ふんです。その辺のところを今後の課題としてぜひお考えおきをいただきたいというふうに思ひます。

時間の関係もありますから、余りこは深くはいたしませんけれども、ただもう一点、農林水産関係予算全体の中で何とおきたいと思ひますのは、公共事業費の割合、これは結構伸びているというところになるわけでありまして。しかし、一般事業費の割合が横ばいになつておるということであ

ります。公共事業費というのはいわばハード、ハードのものについては伸びてきているけれども、ソフトの面についてはソフト面はさっぱり伸びていないということになるわけでありまして。新政策というのはハードづくりが目的ではないと思うのであります。かなりソフトも大事だというふうに思ふんです。

そうすると、このままの予算の構成みたいなこととで今後いくということになつたものではやはり問題があるのではないかと、このように思ふのであります。私の理解がまだ浅いのもかもしれません、公共事業費の割合がずつと伸びてきて、一般事業費の割合が横ばいになつていて、それはなぜそういう構造になつたのでありましようか。

○政府委員(上野博史君) 公共事業の経費といふと、四百三十兆円でしたか、かなり大きな事業費を盛り込みました公共投資基本計画というものが何年か前につくられておりました、これを推進するとかいう考え方のもとに、特に最近の社会経済的な要請から生活関連の面の整備整備といううなことで、重点を置いて仕事をしていくということ、予算の中に生活関連重点化予算といううなものが盛り込まれて、この面についての予算の配分が比較的たつぷりとなつていて、こういうようなことがございまして、その関係で公共事業費関係の予算の歳出の伸びが着実になつていくということがあるわけでございます。農林水産予算の中におきましても、したがって公共事業費関係の経費が全体の予算総額の伸びを上回つて推移をしている、こういうような事情にあるわけでございます。

これに對しまして、いわゆる非公共、一般事業費の関係の費目の中には、この生活関連重点化枠といううな最近力が入つていふ歳出枠でカバーをされるものというのには比較的少のうございまして、そこら辺の差が全体として非公の予算の割合を小さくしているという理由になつていふというふうに考えております。ただ、この関係の予算につきましても絶対額としてはわずかながら伸びて

まいっているという状況にございます。
○稲村稔夫君 私は、昔、地方自治体の責任を持つていたことがございまして、よくそのころは何とか会館をつくるのか何とか集落をつくるのかということを生懸命やるのがはやりでありました。これを称して箱物市長と、こう言いました。箱物を一生懸命つくる、いわばハードを一生懸命つくる。ただ、それにソフトの面がついていかないとその辺のところを非常にそこを来す、こういうことになつていふわけでありまして。

私は、今の時代はまさにソフトを大事にしなければならぬ、そういう時期を迎えていると思ふんです。コンピュータも、かつては日本はハードには強かつたけれども、ソフトが貧弱だと言われました。今のコンピュータの世界的なシェアを確保できるようになつてきたのも、言つてみればソフトが充実してきたからということにもなるわけですね。そのことを考えていふときには、農林水産予算の割合の中でもソフト面をかなり重視した展開を今後していただかなきゃいかぬのじゃないか、そう思ひますが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 委員の今の御主張は、私も大変そのとおりだというふうに考えるわけでございます。箱物をつくりましても、例えばカントリーエレベーターみたいなものをつくりましても、このカントリーエレベーターを十分に使い切るためには、生産の集団化であるとか、あるいは時期的な作業がまとまつて行えるように品種の統一といふことが、あるいは地域地域の作業の歩調を合わせていく。カントリーエレベーターの要するに稼働やなんかを円滑に行つていくような生産面での体制づくりというものが必要であるといふうなことが必要でございまして、その関係のソフトの経費やなんかを十分に手当てしていただければならないといふことは委員御指摘のとおりだといふふうに思ひます。

ただ、公共投資といふとそういう予算もあるわけでございますが、そのほかにこのところ非常に需要が強いのは、集落関係の集落排水施設と

いうふうなものであるとか、あるいは集落道路とか、生活に密着した公共施設の整備というふうなものも大変需要が多い、やらなきゃならない仕事でございまして、こういうものについては、カントリエレベーターのハード面の建設なんかでも、そうでございませうけれども、かなり金がかかる。その辺でやはり予算額としてはかなり大きなものになってくるという面もあるというふうに考えております。

○稲村稔夫君 そうですね、例えば新たなカントリエレベーターの建設であるとか、あるいは道路そのほかの生活関連の公共事業の要望だとかというのが強くなってきたという、それは私は事実だろと思う。しかし、カントリエレベーター等については、それは確かに純農政としての位置づけの中に入ってくるもの、生活関連事業ということになりますと、これは農政だけで担当すべきものでもない。そこで、総合的にいろいろ対応を考えておられるということになるんだと思ひますけれども、私はその中で特に農政という観点からいったらソフトを大事にする、ソフトを提供していかなくちゃ、生活関連で幾ら整備をしてやったら、そこが過疎が進んでしまつたら何にもならないですよ。今までも、例えば私の新潟県では道路ができたら過疎が進んだんですよ。なぜそうだったか。結局ソフトがだめだからですよ、ソフトが足りないからですよ。ということで、農林水産政策としてはそういうソフト面というのを重視していただかなきゃいかぬのじゃないか、予算措置もそういうことで十分にそつちの方に重点を置いた考え方をとっていかなければならぬ時代を迎えているんじゃないか、そう思うわけでありまして。これは私の意見と要望ということにさせていただきます。

ということになりますと、そこで新農政ということで農水省は高らかにラッパを吹き鳴らしておられるということになるわけですね。しかし、そういう新政策ということ提起しておられますが、その予算措置、予算との関連でそれがどうなっ

ているんだらうということを私は気にせざるを得ないわけでありまして。

そこで、第一に伺いたいのは、新政策元年と位置づけをしておられるということでありまして、そうすると、それにふさわしい目玉になる事業というのは何なんですか。先ほどの大臣の予算の御説明を伺いまして、それぞれみんな重要なということと並べられておられる。先日大臣の所信表明を聞かせていただいたも、後でもう一度読み直してみても、やっぱりそれぞれ大事だという観点で書かれておられるわけでありまして、目玉は何になるんでしょうか。

○政府委員(上野博史君) この私どもの新政策で言いますと、やや冗談めかして大変恐縮でございしますが、目玉がたくさんあるということにございまして、どれをその目玉として御紹介申し上げたいのかということに迷うわけにございましてけれども、新政策の一番の眼目というのが今後の農村社会の動向、特に農業就業構造の動向といううなことを頭に置きまして、労働時間とか生涯所得とか、こういうものが他産業並みの経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体をつくっていく。そういうことによりまして、後継者が喜んでいいますか、非常に意欲を持ってその地域の地域の農業・農村地域に定着をしていくということを図っていかなくちゃならないというふうに考えているわけにございまして。

そういうことを進めるために、例えばそれぞれの地域、市町村の中長期的な農業構造のあり方、どういふふうな規模拡大なりあるいは後継者の育成というふうなことを図っていく。それに土地の集団化をしていく。あるいは高齢な農業者からリタイアされようとする方々の持つておられるような農地というものを、若いこれから農業を一生懸命やろうというふうな方々に集めていくといううなこと。そういう方向づけをするための予算でありますとか、あるいは農地保有合理化事業をさらに強力に進めるといふような内容の予算、こういうソフト面の予算というのがまず上がってくる

んじゃないかというふうに思ひます。それから、先ほどの公共事業との関係にもなるわけにございまして、第四次の土地改良長期計画というものも策定をしたところでございまして。

それから、中山間地域のようなどころにつきましまして、それぞれの地域の条件に合ったような新しい作物を導入していく、そのためのいろいろな工夫を対しまして助成をしていく。さらには、研究開発に對しまして必要投資をしていく、例えば農業機械の開発といううなことにしても従来以上に努力をしまつてまいる等々、たくさん目玉があるというところでございまして。

○稲村稔夫君 目玉というのはそうたくさんあつたんじゃないですか。それは、皆さんの方からすればどの仕事も大事だということばかりですよ、そういう意味でおっしゃっていることは、だけれども、何が重点かということをやつぱりきちつとしていただかないといけない。

今のお話を伺つて大体私なりに理解をすれば、他産業並みの労働時間とか生涯所得とかいろいろと言われるけれども、言ってみればよその仕事するのにも農業で仕事するのにも変わらないようなそういう農業というものを基本的に置きながら、そのためには規模を拡大するとかいろいろな合理化の対策をつくつていって、そして対応していきましよう、そうするとそれとまたその相乗効果でもって他産業並みに近づくとしよう、多分そんな絵をかけたおられるんじゃないだろうか。私は眼鏡をかけているものだから、どうもレンズが余り合わないようでよくその辺が見えなかったといううなこともかもしれませんけれども、そういうふうな受けとらせていただきます。

そこで、そうすると、合理化をしていってメリツトを出していくということで大規模化に重点を置いていかざるを得ないということになると思ひますが、大規模化に重点を置いた場合に、今ある農家はかなり零細農家も小規模経営農家もあるわけでありまして、こうした小規模農家というものはどういふ位置づけになるんでしょうか。農業から

離れてもらおうということにするのか、あるいは農業の中で生きていくためにはどういふ措置を講じようというのでありましようか。その辺のところはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(入澤肇君) 農業の現状、それからこれからの動向を見通しますと、農業を産業として育成していくためには、今先生がおっしゃつたとおり、大規模化といひますかプロの農家を育成することが一番大事なこととございまして。このプロの農家というのは新政策では「経営感覚に優れた経営体」というふうに言つておりますけれども、これは一片の法律やあるいは通達でできるものじゃございまして、集落を基礎とした地域の関係者の意向を踏まえて育成すべき経営体を定めながら、そこに農地の利用を集積させていくという地味な努力を積み重ねなくちゃいけないということにございまして。この場合に、個別経営体を育成していくのか、あるいはその地域全体として組織経営体としての発展を期するか、これは地域の事情に応じていろんな選択肢があると思ひんす。

具体例を参考までに申し上げますと、これはもう人口に膾炙している非常に有名な例でございまして、例えば愛知県の安城市の三別地区、ここは集落アンケートの実施などによりまして徹底した話し合いをやつて集団化へ取り組んでおります。地区内の農地を農地保有合理化事業を行う農協に全部一括して利用権を設定しまして、農協が機械の効率的な使用、土地の具体的合理的な利用計画というのを定めて、そして農用地利用改善団体が選定する担い手に一括して営農を行わせる。その前提といたしまして、連担的な作業の実施が可能になりますように畦畔の除去を行うとかいうことをやっていますが、あわせて、生きがい農業など自作希望者については集落周辺の水田を優先的に割り当てまして、そこで営農を実施してもらつた。

さらに、ほかの例でももう一つ申し上げますと、愛知県十四山村、ここでは農協が中心となりまし

て管内の二十一集落を用排水系統別に四つの営農組合を組織しまして、土地利用とか稲作栽培あるいは転作を組合単位で計画的に推進するシステムを確立しております。作業受託につきましても、農協がオペレーターと契約を締結して作業分担区域の明確化を図っている。こういう中で水管理とか畦畔管理を高齢者に委託して、収量とか品質の安定と景観の維持を図るというふうなことをやっております。

いずれにしても、育成すべき経営体と今後とも地域に在任していく土地持ちの非農家あるいは小規模な兼業農家、高齢農家等が労働力の提供とか水管理など地域社会の維持管理の面で役割分担をしていく、そういうふうなコミュニティを形成していくことをねらっているものでございます。

○稲村稔夫君 今、局長が御答弁になった中でちょっと気になりますのは、そうすると土地持ちの非農家は要するに法人なら法人に任せてしまえば、今までは個別の小さな経営をやっていたけれども、それは離れるということですね、離れて土地を提供する。そうしなさい、それは同じ人数で常配にいたんじや幾らやたつて同じことですから多分そういうことになるだろうと思う。

そうすると、今試みにやっているとしますにはその周囲に条件があるところをやらせていますからあれですけれども、これを一般化していいこととすると、そのときに今の農業を離れてもらわなきゃならない人たちはどうやって救済するんですか。

○政府委員(入澤肇君) そこで、村で兼業農家として、例えば自留地を持って野菜栽培をやったり花をついたり付加価値の高いものをつくって農業を経営するという人のほかに、土地持ちの非農家になって年金あるいは兼業所得プラス地代収入でやっていくという人たちが、さらに兼業所得をもっと十分に確保したいという人たちのためには安定した兼業機会をあっせんしなくちゃいけないということもあると思います。

農村地域工業導入法、これはかなり成果を上げていますが、こういうふうな既存の制度を適用しながら我が方としても実施いたしますし、それからまた、労働省とも十分に連携をしながら転職相談活動とか就業訓練活動等もやっていきたいというふうに考えております。

○稲村稔夫君 ミクロのことだけを考えていけば、ごく小さな地域社会でのごときだけ考えていけば、条件のあるところはそれでいいということになりましょう。しかしマクロ、全体のことでもっていったときにそれは普通化されなきゃならぬわけですよ。そうしたら、例えば工業導入法でもってこの農村もそういうものができるといいうわけにいかないじゃないですか。

それから、例えば一定の年齢に達した方が土地を出して経営移譲年金なりなんなりというふうなことが受けられるような体制でもつくられるならば、それは一つの年金ということのあれがあるでしょうけれども、しかし、そういう条件に満たない人が農業をやめて農業よりもほかのことをやりたい、だから何とかして欲しくないかというふうなことだつてそれは起こり得ると思う。

大体労働政策の場合は、直接国が雇用の責任者ではないけれども、しかし地方を離れるという場合には失業保険を出してやり、一定の職業あっせんをしてやり、いろいろな援助をしてやって、そして人間として生きるための条件を確保する努力をしていますね。農政の場合は、これで農政を進めていきますというところになると、国の責任で言ってみれば規模を拡大していく中で離れてくさいよという部分が出てくるんですから、そうするとそれに対する対応策というのは国が責任を持つてやらなきゃならぬということになるんじゃないですか。その辺の体制は、予算措置は何かあるんですか。

○政府委員(入澤肇君) 今度も新政策の検討過程、あるいはこれから御議論いただく条件不利地域の中山間地域立法の対策の過程で、各省庁にも一般論として、制度論として農村工業導入だとか

あるいは農業者年金基金だとか、こういうふうな制度をさらに充実すると同時に、個別具体的に地域の実情に応じてどのように所得を確保させ、生活を安定させていくかということにつきまして各省庁とも十分話し合いました。

一例を申し上げますと、労働省の雇用調整のいような政策を中山間地域にも適用するようにして、そして雇用保険特別会計から、例えば職安を通じて就職した場合に非常に立地困難地域に立地している企業は賃金補てんを受けるといふふうなことも適用するようないふことを考えておりますし、やっぱり地域の実情に応じて能率的な指導体制といふのをつくらなくちゃいけない。農政のところでは、営農指導センターに行きますと、これは町村ごとにつくろうと思っておりますが、この予算は確保しております。ここでは経営相談あるいは技術相談、営農相談、税務相談、それからそのほかの転職したときの相談、そういうふうなことも受けられるような仕組みもこれから広範につくっていきたいというふうに考えております。

○稲村稔夫君 詳細はまたその法案の審議のときにいろいろと疑問になっている点はお聞きをしながらならないと思うんですが、今申し上げたように国の体制としてそれじゃその小規模のはどうなるんですか、その小規模に対してどういう手当をするんですか、これが私は今は聞きたい。そして、それが今度の予算の中で、元年であればもう出発しなさいやらない、元年のものであればそういう予算措置というのとはどこにどういう形で講じていますかというのを聞かせたい。

○政府委員(入澤肇君) 小規模農家の所得の安定ということが大事だと思ふんです。新政策、それから今回の我々のいろいろな予算とか何かを見ましても、専業的な農家をつくっていく、あるいは小規模農家は生産組織に入つてもらつて一緒になつて生産性を上げてもらう、それから個別にやる場合にも、付加価値の高い作物の導入とか何かにつままして農業指導をやる、兼業所得プラス農業所得あるいは地代収入等でトータルとして所得を安

定させるようなきめ細かい指導というのをやっていくというふうなことを考えているわけでござい

○稲村稔夫君 そうすると結局は、私どもの方の方で言わせていただきますが、「ならうまくやれや」と、こういうことになるんですか。「おまえたちうまくやつてやれや」と、こういうことになつちゃうんですか。だって、国の方で特別に予算枠をとつてこういうことをしてやりますといふのがないでしよう。

○政府委員(入澤肇君) 具体的には、例えばもう農地が小規模だから農地は他に売りたいあるいは貸したいというふうな場合に、一例でございませうけれども、新しく農地保有合理化法人が離農希望者から農地の売り渡し信託を引き受ける、この場合に売り渡し信託の契約時に信託農地の時価の七割を無利子で資金を貸し付けて、生活の安定を図ると同時に農地の流動化を促進するといふふうなことも工夫しております。ですから、「おまえら勝手にやれ」というんじやなくて、そういういような政策を組み合わせた生活の安定を図るようになつてまいりたいと考えているわけでござい

○稲村稔夫君 一つの例としてわかりました。しかし、そうすると貸付金というのは結局返さなきゃならないんですよ。それは、それだけの仕事が見つかつて対応していきけるような人たちの場合は一時借り入れをしても返していくというものは可能であります。しかし、条件というのは必ずしもそういうふうなみんな整うわけじゃないですよ。ということになりますと、借りていることが今度は桎梏になるということだつてあり得るわけですよ。だから、それは失業保険制度なら失業保険制度が今度は適用になるんですよという人ならそれはそれでよくわかるんですけれども、どうもわかりづらい。

だから、その辺のところをもっと整理して、それから考え方も整理をしていただきたい。私の方も整理させていただきたいし、農林水産省の方も

私がわかりづらいんですからね、受ける側がよくわかるような、だれでもわかるようなそういう体制になつてもらわなきゃ困ると思うんですよ。

○政府委員(入澤肇君) ちよつと誤解のないように補足させていただきますけれども、無利子で貸し付けますが、これは農地が売れたときに相殺するというところでございまして、永遠に貸し付けて返してもらふという話じゃございません。

○稲村穂夫君 じゃ、農地はうんと高く評価をしてあれするんですか。農地を提供したらそれでもって相殺するんでしょう。そうしたら農地が高くなきゃだめですよ、一定程度の値段がなきゃ。言つてみれば耕作放棄をするような、そうして後の借り手がいないような、そういうところで離れたいという人は困っちゃうじゃないですか。

○政府委員(入澤肇君) そういう意味じゃありませんでして、要するに農地を手放すという人に対していろんな手段がございます。一つは、今申し上げましたように農地保有合理化法人が農地を時価で買い入れて、そして買い入れたときに売り渡し信託契約を結ぶわけです、そして買い手を探す。その買い手を探す期間お金を渡さないということじゃこれは困るから、だから契約時にもう既に農地価格の七割は無利子で貸し付けます、それで全部売れましたら全体として相殺します、決済しますと、そういうふうな仕組みですね。

それからさらに、農地保有合理化法人は、農地を買いまして、それを維持管理しながら今度は規模拡大する農家に売り渡していきますけれども、その間農業生産法人も現物出資して、そして農業生産法人の経営基盤を強化するというふうにも使えますので、決して安く買いたたくとかそういうことじゃございません。

○稲村穂夫君 私もう安く買いたたくという意味を言っているんじゃないんで、土地の価格というのはそれぞれの地域の地価というのがあつて、それを大きく超えて物をやるなんというものはなかなかできることじゃないんですよ。そうすると、地価がうんと安いところというのがいっぱいあるんですよ、特に中山間地なんかになればそういうところがいっぱいあるんですよ、こんなことが心配になるから聞いているんですよ。

ただし、これはもう法案審査の中に入つてきているみたいな感じですからもうこれ以上は言いませんが、問題は大規模化に重点を置いたときの小さな農家ということ、これは非常に大きな課題なんです。であります、この課題は大規模化を拡大していくとどうしても矛盾としてあらわれてくる解決しなきゃならない大きな課題だというふうに私は思いますので、そのことだけ申し上げておきます。

私に残されている時間はわずかでありまして、あともう一つ伺つておきたいと思うんです。それは、大規模化をするというのは確かにメリット、常識的にちよつと考えられるメリットであります。しかし、改めてメリットというのはどういふものがあるとお考えになつて大規模化ということ提起しておられるのか。それからまた、アメリカについてお考えになつていふことはあります。その点はいかがでしようか。

○政府委員(入澤肇君) 一般的に農地の流動化あるいは農業生産の組織化によりまして農業経営が大規模化する。この場合のメリットとしては当然のことながら機械の効率化が図られます。したがって、それから作業の効率化が図られます。したがって、例えば米の生産費の中でも機械の償却費というのはかなりのウェイトを持っています。

が、そういうふうなコストが低減されるという効果がございます。それからさらに、労働時間が短縮して、ゆとりのある労働、生活が保障されます。全体として時間的に余裕ができますから、規模の拡大ということがうまく運動すれば全体としての農業所得の向上がもたらされるということでございます。

アメリカというのは、むしろ日本の農業の場合には零細分散錯雑という状況をいかに克服するかということで、規模拡大をしよう、あるいは連担化しよう、集団化しようということで努力していますので、私は大規模化に伴うアメリカとい

うのは取り上げて言うことはなかなかできないんじゃないのか。

ただ経過的に、今先生がおっしゃったように、大規模化の過程で農村における労働共生みたいなことは起きてくる。しかし、これについては先ほど申しましたように可能な限りの政策努力をやつて、円滑な労働共生が進められるように持つていきたいというふうに考えているわけでございます。

○稲村穂夫君 ちよつと今度は二十九日にもまた大臣の所信に対しての質問を申し上げることにしておりますが、そのところで大臣に何おうと思つていふ課題も今の局長の答弁の中から出てきております。

しかし、もう時間がありませんからこれはやっぱり時間をかけて大臣から聞いた方がいい、そんなふうにも思いますので、その部分はさらに次の機会に回させていただきます。またしても、これはメリットのほうの問題、もう一つのアメリカについては私は重大なアメリカがあると思うんですよ。ということは、農業経営ということだけを考

えていたときにはメリットを中心にして考えるんでしようが、しかし社会全体の中で言つたときには私はアメリカのものもかなり重視をしなきゃならない課題があると思うんです。

例えば、今社会的ニーズは商品の均質化、そろつたものとかそういうことの要求を一般的にされています。そうすると、均質的なものをつくるという、大規模化でもってそういうものを作つていこうとすれば、例えば肥料一つにしても化学肥料でもって調製をしていかなければこれはいわゆる天然を由来にする有機質肥料では対応できない、そういう課題もあるんですよ。そうするとどうしたって化学肥料というものを使得て調製をしていかざるを得ないんです。

労働をできるだけ時間を減らしていくということで機械化もしていく、そしてそういう化学肥料も使っていくということになりますと、その調製も言つてみれば品質をそろえるためのものになつてしまつて、それで必要以上の化学肥料というものが使われるということになり得る。これはやっぱり社会的アメリカですよ。大きな面でいけばまさに国民の食料の問題としての一つの問題点になつてくるでしょうけれども、化石原料をもとにするものがふえるということですね。

それからもう一つは、農薬も多く使わなきゃならなくなります、どうしても。農薬を多く使うということは、それこそ先ほど来の議論じゃありませんけれども、まさに食料の安全という観点からいろいろと問題になつてきます。既に現在私が訴えられている問題でも、新潟県ではあの除草剤のCNPのために胆のうがん、胆道がんが発生をしている、どうもその因果関係があるということが新潟大学の衛生学の先生方によつて発表されています。この問題はまた改めて僕はやらなきゃならない課題なんですよ。

そうすると、まさに今は除草するということにもう手でなんかやつていられないから、そしてそのためにはまたさらに除草剤も、初期に効くもの、中期に、晩期にという形で使うようになってくる。結局農薬の多用使用ということになる。これが健康に全部はねかえってくる。こうなつてくると社会的アメリカですよ。農林水産省は大規模化を進めていくという形の中でそういう社会的アメリカに対してどう対応するのか、これは真剣に考えたらわかんやんならぬ課題だと思つていますが、いかがでしようか。

○政府委員(高橋政行君) 規模拡大をしていくというところで、例えば水稲などにおきまして現在特定品種に偏つた作付というふうなことも行われていることは事実です、あるいは品種を一品種に限っちゃうとか、そういうふうなことがあることも見られるわけでございますが、そうなりま

と田植え期あるいは収穫期に労働が重なつてしまつて過重になる、そうしますと規模拡大がむしろそこで難しくなるとか、それから先生が今おっしゃいましたように肥料の施用あるいは農薬散布というふうなことにつきましてもきめ細かな配慮

ができなくなるというようなデメリットがあるんじゃないかと思ひます。

それで、今我々がいろいろ普及所などを通じまして指導をしておりますのは、効率的な経営を本当に行うにはどうしたらいいか。規模拡大をしていっても、わせたかなかてとかおくてとか、そういう品種の組み合わせというふうなことにいつてももつと十分に配慮していかなきゃいけないんじゃないか。そういうことをすることによって、まず病害虫被害の危険分散ということもできるだろうし、あるいは労働力の適切な配分ができれば、きめ細かな肥培管理、いわゆる肥料の施用とか農薬の散布というふうなことも可能になっていくのではないかとこのように思つておるわけでございます。

特に、肥料につきましては、現在土壌診断というのを農協とかあるいは普及所などでやつておるわけでございます。そういう診断を十分に活用いたしまして堆肥などの有機物の投入、あるいは化学肥料にしまして適切な施用ということの指導が必要なことであると思つております。さらに農薬につきましても病害虫の発生予察情報というものをいたしまして、適切な防除の実施というのを推進していかなければならないというふうな思つております。

○稲村稔夫君 あとは、しょうがない、続編にいたします。時間がありません。

○矢原秀男君 ただいま平成五年度農林水産予算の御説明を大臣から伺つたとところでございます。

平成五年度農林水産予算の概要説明を伺ひながら、あらあらをちよつとまとめておきますと、農林水産予算の総額、関係省庁分を含めて三兆三千六百八十億円。内訳は、公共事業費が一兆八千二百二十六億円、非公共事業費のうち一般事業費が一兆二千三百四十一億円、食糧管理費が三千百十三億円、そのほかにNTT事業償還補助分として百七十四億円を計上されて、これらを含めると農林水産予算の総額が三兆三千八百五十五億円となつておるようでございます。

その中で、重点項目の一つ一つを拝見いたしております。第一は、経営体の育成と農地の効率的利用。第二は、中山間地域等の活性化と国土保全機能の維持。第三は、技術の開発・普及による農業生産の効率化。第四は、消費者ニーズを重視した農林水産行政の展開。第五が活力ある農業生産の展開。第六、地球的規模の環境問題等への対応と国際協力の推進。第七は、食品関連産業の振興。第八、多様な森林整備の推進と国産材時代への条件整備。第九は、二百海里体制の定着等に即応した水産業の振興。予算の重点事項の九項目の柱の一つが本日に農林水産省で国民生活に対して非常に大事なことであることを痛感しておりますが、今後とも私も日程の中で順次質疑をさせていただきますと思つております。

本日は、第四の重点事項の消費者ニーズを重視した農林水産行政の展開の中で、大臣も今述べられましたけれども、「消費者の食品に対するニーズの多様化を踏まえ、消費者の適切な選択等に資するため、特別表示食品について表示の適正化等を図るとともに、食品の規格・包装の適正化、安全性の確保等施策の充実強化を図ります。」と、こういうふうにお話ございました。この第四の柱について、一面でございましたけれども、質疑を重ねてまいりたいと思ひます。

今ばつと審議会等でもいろいろと御討議されているようでございますが、加工食品について製造年月日を外して賞味期間にするのか、それとも同時に一緒にするのか。そして、ECや米国からは変更の促しもある、こういう経過もあるようでございます。私には地元と国会を行つたり来たり、あるときは視察で全国を回つたりいたしておられますけれども、食べ物については家庭で食事をするのが非常に機会が少ないわけでございます。ですから、買い物をしていただきます。製造年月日がいづつなのかということを見させていただきます。そのようにして安全であるか、鮮度はどうなのか、こういうことを、小さなことでございますけれども、自分の健康のために気をつけ

ているわけでございます。ところが、国会の中でも外でもいろんなものを買つたときに、製造年月日のわからないような、そして賞味期限でもあるんだらうけれども、説明は横に書いてある、上に書いてある、下にと、なかなか時間を費やして見えにくい。最近どうしてそういうふうな格好になつてくるのかというのが私個人の実感でございます。

国民生活の立場で、消費者というよりも国民の皆さんが生活をする上では、安全を求める権利、そして選ぶ権利、知らされる権利、そして意見を聞いてもらふ権利というものが、権利というよりもささやかな願いというものが私は声なき声の中であらうかと思つておるわけでございます。これについては、すべての関連する人たちが、機関が食品というものを考えるときに、人間の生命の安全、健康というものを考えた信頼の中ですべてが動いていく、これが私は原則だと思つておるわけでございます。そういう意味で、まず厚生省と農水省にお願いしたいわけでございますが、こういう加工食品を含めたものに対して法的にはどういうふうなものによって守られておるのか。まず、厚生省の方から伺いたいと思ひます。

○説明員(織田豪君) 厚生省では、食品衛生法によりまして、公衆衛生の見地から、販売に供される食品や添加物等に関する表示につきまして必要な基準を定め、食品の製造・加工業者等に対して食品への表示を義務づけておるところでございます。

現在、表示すべき基準といたしましては、食品の名称、製造または加工の年月日、保存料等の食品添加物、保存の方法等の表示を求めているところでございます。

○矢原秀男君 厚生省にもう一つお願いします。今お話がございました食品衛生法の表示の基準第十一条を言われたと思ひます。これには規則第五条というものが含まれた中で、安全とか国民の皆さんに責任を持つ立場の法的なものが明示をされて、これに対してメーカー側も流通側も遵守を

していると思うわけでございますが、厚生省の方にお尋ねをしたいのは、食品の日付表示に関する検討会の設置並びに御討議もされているようでございますけれども、国内からはどういうふうな意見が出てきてどういうふうになったのか、そしてまた外国からはどの国との国から意見が出てどういう検討をなされるようになったのか、お願いします。

○説明員(織田豪君) まず、製造年月日等日付表示に關します国内での意見でございますが、一つは、製造年月日に関しまして出ております意見は、製造の加工技術あるいは流通技術等の進歩によりまして多種多様な食品が出現しており、製造年月日が品質劣化の目安というふうには現在がなくなつていないという点が一つあるということ。

それから、核家族化の進行等によりまして、消費者の食品に係る情報が伝承されにくくなつておりまして、消費者の食品の品質劣化に関する情報が不足してきているということ、製造年月日に關して、いわゆるスタートで品質の目安とするか、あるいはできればエンドの方でということが考えられないかという意見がまず国内ではござい

ます。それから国外の方に関しましては、製造年月日表示につきましてEC及び米国から、国際的な規格、これはコーデックスというものでございまして、それに則した制度の導入を検討すべきではないかとこの要望を受けております。

具体的には、ECからは平成二年の六月に、輸入年月日にかえて期限表示を導入することができないかとの要望がO.T.これは市場開放問題苦情処理推進本部でございますが、ここを通じて提起されております。また、米国からは、平成四年七月の日米構造問題協議フォローアップ会合の場におきまして、コーデックスの規格に則した日付表示制度を導入すべきではないかとの要望が出されておるところであります。

○矢原秀男君 今ECから平成二年に、米国からは去年でしたか、一九九二年と思ひますけれども、

外国からは国際法によってというお話がござい
ますが、製造年月日プラス賞味期限というものを
つけてほしいという要望なのか、日本で農水省で今
農林規格がございすけれども、そういうものに
対する製造年月日を外して賞味期限だけにしてほ
しいと言っているのか。今申し上げたように製造
年月日と賞味期限というものを一緒にきちんとし
てほしいと。外国からはどういう要求なんですか、
はつきり言ってください。

○説明員(織田警署) 外国から出ております要求
というのは、これはコーデックスという国際的な
規格がございすが、この中では、いわゆる期限
表示といひますかエンドの部分を表示するといひ
のが国際規格でございす。英語で申しますと
デート・オブ・ミニマム・デュラビリティーとい
うことで、厚生省の方では品質保持期限と訳して
おりますし、農水省の方では賞味期限といひう
に呼んでおられるわけでございすが、具体的に
EC、米国から出ているのは、先進国の中では製
造年月日をとっているのは日本だけであるから、
日本でもこのような国際的な規格に則した制度を
とってほしいという要求が出てゐるわけでござい
ます。

○矢原秀男君 いや、私はこれはまだ農水省に聞
いていませんけれども、人間の生命、日本の国の
歴史や文化の中で生い立ってきた我々の食生活に
対して、外国から今言われたようなことでそれを
そのまま聞こうとするもし厚生省の姿勢があると
すれば、これは私は日本の消費者の皆さんに対す
る大変大きな裏切り行為ではないかと思ひいま
す。

消費者は新鮮、安全、そして知りたい、食べる
物を。栄養の分析はどうなっているのか、そこま
でも知りたいと言っているのに、アメリカやE
Cがそういうふうな国際的な関係で簡単な方法に
といひうふなことは、これは逆行の、何か午前中
の、さつき私の前で社会党の皆さんからお話があ
りましたけれども、外国の輸入製品だつてここで
は論じませんけれども問題があるんです、食生活

の中で検査をするためには。

じゃ、厚生省の方に特に私がお願いしたいこと
は、そういうアメリカやECの言いなりになつて
いつてもらつては困る、こういうことでございま
す。我々消費者といひうものは、安全と新鮮、そ
うして食べ物に対して本当に知つていきたいとい
ひ情報が欲しいのに、そういうふうな印刷ラベルと
いひうのは簡単じゃないですか。そこに信頼制度が
あると思つてゐるのに、今ちょっと伺ひましたけ
れども、ちよつと逆行してゐると思ひうわけでご
ざいす。

じゃ、農水省にお願ひしますけれども、農水省
では国民の生命の安全や健康という立場で農林物
資の規格、農林物資の規格化及び品質表示の適正
化に関する法律といひうものがあるはずでございま
すけれども、第何条にあつて、そうして国民の皆
さんの安全、新鮮、そういうものに對しての努力
といひうもののは法の上では具体的にどうい
うものを区分けをしていらつしやるのか伺ひます。

○政府委員(須田海君) JAS法と私も略称し
ておりますが、農林物資の規格化及び品質表示の
適正化に関する法律と長い名前でございますが、
これにつきましては、消費者にとりまして商品選
択に必要な情報を提供するという観点から、昭和
四十五年のJAS法改正によりまして、たしかJ
AS法の第十九条の八といひう条項でございす
が、品質表示基準制度を設けております。

これは、先ほど食品衛生法の話は厚生省の方か
らございしましたが、私もとして、JAS規格と
いひうものが制定されてゐる品目のうち政令で指定
するものにございましては、国産品、輸入品を問わ
ずすべての製品を対象にいたしまして表示につい
ての基準を設ける、できる限り表示を乱れないよ
うに統一化してやつていくべきと、こういう考え
方に沿うわけでございす。これに基づきまして、
個々の製品に品名、原材料名、日付あるいは内容
量、使用上の注意等を一括して表示させる制度で
ございまして、現在まで四十六基準が制定されて
おる状況でございす。

○矢原秀男君 今お話がございしましたように、第
十九条の八、これは厚生省とも趣旨といひうものは
御一緒だと思ひますけれども、適正化に関する法
律があるわけでございす。

今JASの規格のお話がございしましたけれど
も、これができた制度の概要といひうものは、農林
物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
が昭和二十五年にまずできて、そうして農林物資
の品質の改善、それから消費者に対しては、選択
に資するための品質といひうものの表示をさ
れてゐるわけでございす。

こういう中で、問題は品質表示基準の問題で
ございすけれども、私たち消費者としては表示の
規格があつて、そしてさらに賞味期限のものでも
あればさらに安心をする。そしてその上に、も
う我々が願うならば、大量生産でございすから
防腐剤といひうものは人間の害にならぬようにどの
程度になつてゐるのか、そして栄養の問題といひ
うのはどういふものなのか、ここまで欲すれば
我々もいひうわけでございすが、そこまでもいか
ない問題であるから、ささやかな安全の願ひとい
ひうものを持つてゐるのに、まずEC、アメリカか
ら国際的な規格に合せてほしいといひう中でそう
いふふうな一つの項目を外してゐるという中であ
る形をやられてしまふことになる、私たちは心
配でしやうがないわけでございす。

この点は、まず農水当局に伺ひたいと思ひうん
ですが、食品の日付表示についていろいろと懇談会
の運営が行われてゐるようでございすけれども
も、その経過をまず報告していただきたいと思ひ
ます。

○政府委員(須田海君) 先ほど一つ言ひ漏らし
ましたが、製造年月日の関係については先ほどのよ
うなことでございすが、その後、昭和五十一年
に、品質変化の比較的早い品目につきましては製
造年月日に合わせて賞味期間及び保存方法、
つまりどういふ保存方法でやればいつごろまで
例えば六カ月なら六カ月の間おいしく食べられる

といひ意味での期間も表示をしてくださいといひ
形にしているわけでございす。

それらの運営を踏まえましてまず申し上げたい
ことは、先ほど来矢原委員からも外国の話が出て
おりますけれども、この点につきましては、私ど
もとして外国よりもむしろ先に国内におきまして
かねがね日付表示につきましては論議があるところ
でございす。

一つは、消費者の立場にとりまして、製造年
月日表示、いつつくつたといひ表示だけではその
食品の品質がいつまでもつかのかわかりにくい。
いふ食品がいつまでもつかのかわかりにくい。
なかなか十分ではないかといひ議論。

それからもう一つは、これが非常に論議のある
ところでございますが、製造年月日表示といひう
ものが過度の日付管理によりまして配送コストの上昇
あるいは返品等の誘因となるといひうことでござい
ました。これは端的に言ひますと、私もでもあ
るいは一般の消費者でも店頭から、まあ物にもよ
りますけれども、製造年月日を見て少しでも新し
いものから買つていく。そうすると、日もちのす
いふ品目も含めまして若干でも日がおくれて
いますとそういうものがかなり残つちやう。その
結果、これはもう返品といひうような形になつちや
う。あるいはそれをどこかに捨てるといひうことにな
りますと、環境問題なり資源の問題も出てくる。
こういうロスといひうのは、結局ある意味では消費
者にもはね返つてくることでもないか。

そのあたりは決して製造年月日の問題だけでは
ないと思ひますが、最近の量販店とメーカーの間
のいわば取引慣行といひますか、そういう上での
課題もあらうかと思ひます。そういうものが折り
重なる形で、果たして消費者に対するといひう過
度の日付管理といひうことによる問題といひうこと
について見直すべきじゃないだらうかといひうこと
が、平成二年あるいはその前ぐらいから私どもの
いふような流通問題の研究会等の場におきまして
既に指摘されてきたところでございす。
ただ一方、これは当然見方がいろいろございま

して、消費者のサイドに立ちますと、確かに過度の鮮度志向がないとは言え切れなれないけれども、長い間製造年月日表示になれてきたという実態を踏まえ、食品の特性に応じた適切な日付表示のあり方ということで検討することは当然あってもいいのではないかと。しかし、従来長い間親しんだということについてよくよく配慮してほしいという声がおのずと出てくるわけでございます。

国内には以上のような議論がある中で、先ほど厚生省さんの方からお答えがありましたように、国際的にも日本の製造年月日表示というのは、ある意味では日本だけと言ってもいいほどで、非常に特徴のある、ある意味ではそれだけ進んでいるんだという見方もあろうかと思えますけれども、やはり突出した存在になっている。国際的なルールからいいますと、まあ言葉の訳し方はどうするかあれですが、一定の賞味期限表示品質保持期限なり期限表示である。こういう保存条件ならこの商品はいつまでちゃんとした商品特性を持ちますよという表示で、そこさえきちっとしていればいいじゃないかと、みんなでそういうルールに合わせるもええないだろうかというのが昨今さらに出てきている。

こういう内外の議論というものを踏まえまして、私どもとしてもこの際十分この問題についての議論をしていく。そうした議論につきましては、単に日付表示の問題単独ということではなくて、食品表示問題全体としての視野からものと詰めていかなくちゃならぬのじゃないかと、かような見地に立ちまして、昨年の三月に食品表示問題懇談会ということで設けまして、これまで精力的に検討を続けてきたというところでございまして。

○矢野秀男 今お話を伺いましたけれども、一〇〇としますと八〇%がメーカー側の御意見が非常に深く入っているように私は感じるわけなんです、肝心の消費者、言いかえれば国民の皆さんの食生活に対する観点というのが非常に少ない、メーカー側に非常に寄っていらつしやるなど。

これは、きょう百科事典を引いてみたんですが、「賞味期限」ということについての説明でございしますが、「加工食品は一見しただけでは鮮度が分かりにくいことから、食品衛生法が製造年月日の表示を義務付けているだけでなく、とくに鮮度が問題になる即席めん、ハム類などには賞味期限が表示されることになっている。最近ではペット・フードにも賞味期限が表示されるようになってきた。この賞味期限は消費者の役に立っている反面、不必要な食品にまで販売手段として悪用されたり、期限が短かすぎて無駄を増やしているとのマインスマも目立ち、制度運用に批判も出ている。」、こういうことも書いてありますね。だから、私は、食せんに私たちが食べていくところの加工食品、もちろん生鮮食品もございしますが、特に加工食品については製造年月日、そして賞味期限というものがあれば本当に安心して買えると思うんですね。

今国際的な問題が非常に言われております。先ほど農林省の問題のお話もございましたけれども、外国から日本にそういう食べ物が入ってくるに、製造年月日、本言うたらあれば輸入年月日だけなんですよ。もし間違ひだつたら後で言つてください。それは、輸入をする商社が向こうの製造年月日やなんか書いてないから、それでは日本人のたちが文句を言うから輸入の年月日だけでも入れてくださいと入っているのと違ひますか。外国こそ製造年月日、どういふふうな保存の方法が長期でやられているのか、どういふ薬品の何%入れているのか、人体に何日になれば害があるのかどうか、本言うたら明確にしていなければいけないのに、私は、先ほどの質疑を聞きながら、ここまで我々が無責任になつたらいけないと思ひますよ。

あえて言うなら、今アメリカとECからの問題と言つておられますけれども、一九六二年に消費者の権利で、アメリカのケネディ大統領は消費者保護特別教書で消費者の四つの権利、今申し上げた安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、

意見を聞いてもらう権利、これを打ち出している。これではまだ足りないというので「消費者の権利の日」というのをつくつて。三月十五日を消費者の権利の日にしよとすることを提唱している、ケネディは、救済を求める権利、消費者教育を受ける権利、健康な環境を求める権利、この三つを加えて消費者の七つの権利と言つていんですよ。そのアメリカが日本でもきつとていものにもうちよつと簡単にしてくれとか言うはずがない。もしそんなことを日本政府に言つているんであれば、これは人種差別だ、問題は、そして、ブッシュが大統領をやめるときに、アメリカの厚生省では人間のダイエットに便利新食品成分表示法を発表しております。これまでの食品ラベルは脂肪十三グラム、塩分六百六十六ミリグラム、こういうグラム表示だけだったが、新ラベルは、一日の必要カロリーは女性二千キロカロリー、男性二千五百キロカロリーを基準に脂肪、塩分、コレステロール、炭水化物など十四種類の栄養分について、その食品を食べた場合、一日の必要量の何%に相当するかを表示する。足し算して一〇〇%になれば必要十分というわけで、心臓病などの持病を抱えた人々から大歓迎をされている。

米国の十の主要死因のうちの五つが脂肪のとり過ぎ、食事に関係していると言われており、わかりやすい食品ラベルを求める声が高まっていた。この日の決定はパーステージ表示に踏み切ろうとする米食品医薬品局とそれに反対する農務省の二年越しの対立があったというんです。アメリカでも、日本で言えば農水省と厚生省ですか。これについて当時の厚生長官は、新ラベルは信頼できる上わかりやすいと会見で胸を張つた。米国では、一九九四年五月までに生鮮食品以外のすべての食品に新方式で表示するに義務づけられたが、この方式が各国の食品ラベルに波及するのは必至であると、こういうふうにも言われている。

だから、私は、ECやアメリカから日本でもやっている皆さんの努力に対して圧力を加えるはずがない、意見を強烈に言うはずがない。日本のように外国もしたいというのがECやアメリカの考え方と違ひますか。

これは最後は大蔵から、私が今質疑を重ねた中で、あなたが話された後に大臣の所感を伺いたい。○政府委員(須田海君) 正確な話はむしろ厚生省さんからお答えすべきかと思ひますけれども、これはもうそんなことは言つていられますから、誤解のないようにきちつとしておきたいと思ひますが、外国からの輸入品に対して、例えば残留農薬とかあるいは食品添加物とか人体に必要な表示義務というものは食品衛生法できちつと設定されております。その中で、製造年月日の問題、これは国内におきまする場合は製造年月日でございますから、それに合わせてできるだけ製造年月日を書いてくれということにももちろんなりますけれども、しかし向こうとしてはそれが書けないという場合においては輸入年月日というふうにかえてもいいと、そういう今の規定ぶりになっているはずでございます。

問題は、国内におきまして、人体の健康に必要な表示が必要だと思われるものに關しまして内外まさに無差別ということで表示をされておるといふことだけはまず申し上げておきたいと思ひます。そして、その場合に残る問題は、外国といひますか、日本だけがこの製造年月日というものをシビアに歴史的に古く取り上げて今日まできたと。そういう慣行的なといひますか、そういう違いといひますか、ヨーロッパなりアメリカは、賞味期限といひますか、あるいは品質保持期限といひますか、どういふ保存状態であればいつまでもつかといふことを明確にするといふことが国際的なルールとしてあるんだから、それは少なくともちゃんと我々も満たすようにするけれども、製造年月日について義務づけをさらに続けていくといふことについてはやっぱりちよつと考へてくれないうと、こういうふうと言つていふといふに理解しております。

○國務大臣(田名部匡省君) いろんなお話があるだろうと思うのですが、消費者の立場に立って一体何がいいのかというのをいろいろ考えまして今度のあの表示につきましてもやりましたが、これでも意見ありまして、私どもは、とにかく今よりも前進させる、安心して買えるようにしてあげるといふことを考えておるわけでありまして、私も時々自炊をいたしまして、太り過ぎだといふんで、尿酸が高いという、以来、自分で買いたいといふても、脂肪がどのくらい、塩分がどのくらいと何かもう必ず見るようになったら、一番低いのを買うようになるんですね。そうしてみると、表示というのは確かに素人にはいいなという感じを受けます。

したがって、私は賞味期間にしても、ただ私の娘なんかは、表示の賞味期間を見て、ああこれはもうだめだと言ってどんどんどんどん捨てているんで、私はもったいないと思うんですが、そういう面もあるかと思うんです。

いずれにしても、いいことはやっていくと。やりたくない人は、これは商売ですから、情報をちゃんと提供して、そのことがどんどん売ればみんなやっていくんであって、そういうものがない物はもう買わないということになる。消費者の選択だと思ふんですね。その選択に合わせて商売というものはやっていかなきゃならぬというふうに考えます。

いろいろ業界によっては問題もあるようでありまして、十分その辺は理解をしてもらって、そしてあくまでも消費者の立場ということに立って私どもは取り組んでいかなきゃならぬというふうな考えでおります。

○矢野秀男君 最後に。

今、大臣からお話を伺いましたが、今対象品目の四十四品目、四十六基準、こういうことがありますが、いろいろな形の形があります。確かに、今言われた、当局で言われているようないろんなものが、消費社会、資本主義社会でございますからいろいろなことがございます。しかし、忘れて

はならないことは、国民生活の中で買物をされる方々が安心をされる物差しというものが、より情報豊かな物差しというものを提供していく義務というものが指導監督の省庁にはあるということをお忘れするようなことがあれば大変なことになると思うわけでございます。

きょうはこの程度にさせていただきます。

○林紀子君 まず、私は他用途利用米問題を質問したいと思います。

二月十八日の衆議院農水委員会が我が党の藤田議員が質問をいたしました。その結果、全農は他用途利用米の売買差益について共同計算の結果を公表し、差益額と使途を明らかにし、一九八四年から八九年までの分十五億三千三百万円を農家に還元すると発表いたしましたけれども、全農連です、確かに全農と比べて割合は少ないと思えますけれども、これも同じような状況があると思えます。これも公表して農民に返すべきだと思えますが、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 全国主食集荷協同組合連合会、いわゆる全農連におきましても全農と同じように米穀の集荷、販売を行っているわけでございまして、他用途米につきましても全農と同じようにそれに取り組んでいるわけでございます。

私どももいたしまして、全農に指導したのと合わせまして、全農連に対しまして同じように共同計算内容の生産者への説明、あるいは流通経費の合理化とか価格決定の適正化等によります差額の適正化、さらには差額が発生した場合の生産者への還元につきましても指導いたしておるところでございます。

全農連におきましては、共同計算運用改善について現在取りまとめを行っておるところでございます。私どもが承知しておりますところによりまして、四月半ばごろには組織としてその取り扱い方針を決定するというふうに聞いておるわけでございます。

○林紀子君 それはきちんと指導していただきました

いと思ひます。

他用途利用米については、これは食糧庁が発行いたしました「他用途利用米の手引 一問一答集」という中で、多い用途、他用途ではない、多い用途とすると、主食用や酒用等も含め多くの用途に使われるという誤解が生ずるおそれがあり、適当とは考えられませんかというふうな指導をいらっしゃるわけですが、この間用途はほとんど拡大されてきている、まさに多い用途、多用途になっているのではないかと思います。

それについての歯どめがあるのかということをお聞きしたいのですが、特に加工米飯つきましては食糧事務所の所長が審査をするということが、これは食糧庁長官の通達によってされていると思ひますけれども、どこに歯どめを置くのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 現在、他用途利用米自身、減反の緩和によりましていろいろつくること自身に問題が起きておりまして、そういう意識が出ています。出ているわけでございますけれども、実際の米の需要の減少に伴いまして減反を強化しなければいけなかったわけでございます。そういう中で、転作の一つの形態としてむしろそういう転作をスムーズに行うために導入したわけでございまして、生産者側からもそういう要望があったわけでございます。一方、需要者側につきましても、過剰米の処理が終わりました、それが終了したことに伴いまして加工用需要へのそういう米が必要であると。その両方相まって現在に至っているわけでございます。

導入当初につきましては、従来から過剰米により供給されていまして米とか米菓とか米粉等々の用途に供給されていまして、今申し上げましたように、その後転作等の目標面積の拡大に伴いまして、現場からの要請もあって、ほかの用途にもそれを拡大してきたわけでございます。

ただ、主として加工用需要に供給されるわけでございまして、加工用需要につきましても、大体百四十万トンのうち、自主流通米、他用途米

それから規格外米がそれぞれ三分の一度ずつ利用されているわけでございまして、自主流通米から飯に他用途利用米への切りかえによるようなこととで他用途利用米が拡大する場合には全体的な農家手取りを減少させることになるというふうなこともございまして、他用途利用米の拡大につきましても自主流通米の加工用需要の量は減らさないというふうなことで指導してきたところでございます。

具体的には、従来から供給してました過剰米を供給していた用途、それとさらに原料用使用量が拡大している用途に供給先を限定しているわけでございます。ただ、後者の原料用使用量が拡大している用途に供給する場合につきましては、先ほど申し上げましたように、自主流通米の使用量を減少させないというふうなことで使用量が增加する分に限って供給する、それから新しく用途を開発する場合には関係者の間で協議するというふうなことでそれぞれ適切な対応をやつてきているところでございます。

○林紀子君 それで歯どめになるのかどうかということがよくわからないわけですが、会計検査院の方に来ていただいておりますのでお聞きしたいと思ひます。

この他用途利用米には国からトン当たり五万円という補助金が支出されているわけですね。しかし、今見てきましたように、使途不明金が発生する中でこの補助金が本当に適正に使われているのか、また需要団体にこの他用途利用米がきちんと渡っているのかどうか、そういう検査というのは行っているのでしょうか。

○説明員(大和彌治君) 食糧管理特別会計予算の執行状況につきましては、従来から関心を持って検査しているところでございます。他用途利用米助成金につきましても、その一環といたしまして、助成金の対象となる数量が適切に確認されているかどうか、他用途利用米は用途が制限されているかなどの点につきまして検査を行っているところであります。

ます。

助成金の受領に關しましては、生産者から全農等に委託されていることとございまして、全農等に交付されております販売代金等と共同計算で処理されているわけでございしますが、その処理が助成金の趣旨から見て効果が現れたものとなっているかなどにつきまして関心を持って今後とも検査してまいりたいと思っております。

○林紀子君 用途についてですけれども、業界の方は、輸入しや牛乳などに対抗するために安い他用途米をくれと言ったらそこがまた広がつていくんじゃないかと、そういう懸念というのは今お話を聞いた中でどうしてあるわけですけれども、減反緩和と言いつつながら政府米の価格の半値の他用途利用米をさらにふやして、それを農民に義務だ強制だというふうな形で押しつけていく、一律配分をしたり。

これは大臣の地元の青森ですけれども、他用途利用米を全量確保しなかつたら限度数量が減らされる、自主流通米の枠が減らされる、他用途利用米がさらにふえる、転作が強化される、こういうことの恐れがあるんだというような、こういうカラーのビラまでJ.A.青森県として食糧事務所も一緒にだしてまいてるということも聞いているわけで、ぜひ一律配分とかこういう強制とかいうことはするべきではないということを強く申し上げて、次の質問に移らせていただきますかと思っております。

岡山市の本陣山ゴルフ場の開発をめぐることは、自民党の元県会議長で現職の県議がゴルフ場の開発業者から千百万円のお金を受けて取っていたことから、岡山県議会では、本陣山ゴルフ場開発問題調査特別委員会、こういうものを設置するなど大変大きな問題となっております。この過程では、岡山市と御津町にまたがる百五十四ヘクタールにわたる農振地域の変更が行われまして、この点について懸念が生じているわけですが、そこでお伺いしたいと思います。

中・四国農政局では昭和六十二年に特別管理地

域の指定、つまり農振計画の見直しということで岡山県と協議をされていると思っておりますけれども、そのとき県からはどのような見直しの理由として説明があったのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 今御指摘がありましたとおり、地方農政局では農振計画の見直しに關する特別管理地域の指定協議を受ける際には、主として農振計画の策定後おおむね五年を経過していること、あるいは当該地域をめぐる経済事情の変動その他情勢の推移によりまして農振計画の再検討を行うことが必要かどうか、そういう場合に指定協議の聴取をすることになっているわけでございます。

そして、今、中・四国農政局からの報告によりますと、御津町と岡山市につきましては岡山県から次のように内容聴取をしているという報告がございました。

まず御津町でございますが、吉備高原都市の建設、新岡山空港、県営工業団地等の大型プロジェクトが進行し、取り巻く社会情勢が大きく変化してきた。このため、農業基盤の整備や開発及び生活環境など総合的な視点に立つて見直す必要が生じたということでございます。

岡山市につきましては、畜産基地建設事業の計画予定地として農用地区域に含められていた土地が地元の悪臭などに対する反対運動がございまして、これにより事業計画が取りやめになったために農業上の土地利用を図る見込みがなくなったというところ、また、ゴルフ場の建設も計画されていることから、当該区域も含めた土地利用につきまして検討する必要があるというふうな報告を受けております。

○林紀子君 岡山市からは、明らかにゴルフ場を建設すると、そういうことを付して相談が行われているわけですね。

ここにゴルフ場をつくるためには三つの障害があったということが言われているわけですが、一つは、まず総量規制問題というのが岡山県にはあつ

た。一つの自治体でのゴルフ場の総面積は当該自治体の総面積の二割以内という大変厳しい制限があつたけれども、それが八八年の十月には改正されて三割まで基準が緩和された。県の幹部は空港利用促進のために特別枠を設けたが、これは政治的判断だというふうな発言をしているということが報じられているわけですが、その半年前には問題の県議に裏金という金でございましてゴルフ場の開発業者から百万円のお金が渡っているわけですね。

その次の障害が移動土量問題ということで、県の規制では十八ホールを基準にして百ヘクタール当たりの移動土量百万立方メートル。ところが、建設を予定していた業者というのは四倍の四百万立方メートルの土量を移動したいと県の方に申請をしていた。県はそれはだめだと言っていたわけですが、八九年の八月ごろに二十七ホールだから基準の一・五倍の土量を認めると、今までより百万立方メートルも多い土量移動を認めた。県がホール数を目安に移動土量を認めたのはこのゴルフ場だけと言われているわけですが、やはりその半年前には同じように新着きサケのおなかの中に現金百万円を入れたお蔵番だと業者から県議に渡っているということなんですね。

そして、三つ目といたしましてのがこの農振地域の解除なんです。この農振地域の解除見直しといたしましては、昭和六十二年、一九八七年の九月十一日に協議を始めて翌日の十二月には農政局から県に協議の回答が行われ、同じこの九月十二日に県から市町村に指定の指令がなされている。どうしてこんな短期間で、たった二日間のこということが行われたのか、そのことについて伺いたいと思っております。

○政府委員(入澤肇君) 今お話がございましたように、昭和六十二年度における中国四国農政局管内の農振計画の見直しに關する特別管理地域の指定協議、これは全体で二十八市町村、うち岡山県では四市町村あつたわけですが、これに対する回答はすべて昭和六十二年九月十二日付で一括して行っているわけでございます。

御津町及び岡山市に關する岡山県からの中国四国農政局への協議は、御津町にありましては昭和六十二年七月二十八日、岡山市にありましては昭和六十二年九月十一日に行われました。そして、同年の九月十二日に中国四国農政局長から岡山県知事に異議のない旨の回答がなされたということが事実でございます。

これは事前に先生にも御説明いたしましたけれども、農振計画の見直しに關する特別管理地域の指定協議に際しましては、通常地方農政局は都道府県知事からの文書による正式協議の前にはあらかじめ県事務局から内容を十分聴取するというようにしているわけでございます。この岡山市の指定に当たりまして、その内容につきましては事前に十分に聴取していたものでありまして、事務手続上岡山市の件が他の市町村におくられて協議がありましたので、岡山市だけ分離してやるというわけにはいきませんので、一括して岡山市を含めまして同日付で回答を出したということでございまして、申請があつたから審査もなしに翌日回答したということではございません。

○林紀子君 そういうお話ですけれども、例えば昭和六十年に指定された岡山県の山陽町では、協議から回答まで一カ月半かかって、回答から指令まで一カ月以上もかかったと、こういうことになっていて、これが通例だと思つていいですね。やみ献金を受け取つた県議は、記者会見で農政局に地元の人と同行したと言っています。また、開発会社の元役員も有力県議に働きかけを依頼し、農政局に農用地解除を要望してもらったと証言しているわけですね。

当時、農政局ではだれが、どういうような要請を受けたのかということをお調べいただければいいと思います。

○政府委員(入澤肇君) きのう御質問がございましたが、中国四国農政局に照会いたしました。それによりますと、この県議員から農振計画の変更につきまして具体的な要請を受けたことはないというふうな報告を受けております。

○林紀子君 ないという話ですけれども、記者会見の公の場でこのやみ献金を受け取った県議は、地元の人を引き連れて行ったと言っているわけですね。そしてまた、開発会社の役員の方も農政局に要望をその県議にしろとらったんだと言っているわけです。

それで、農政局長が実際にこの県議と会ったという話も聞いているわけですが、当時の農政局長というのはどなたですか。

○政府委員(入澤豊君) 吉川汎局長でございます。

○林紀子君 これはその方に直接問い合わせをさせていただいたんでしょうか。

○政府委員(入澤豊君) 一般的に儀礼的にあいさつを受けることはありまして、内容につきまして特別にどうしてくれという要請を受けたというふうには聞いていないということでございます。

○林紀子君 そうしましたら、儀礼的なあいさつは受けたということになるわけですね。

○政府委員(入澤豊君) あいさつを受けたかどうか、私も現場にいたんじゃないからわかりませんが、私も一般的に県会議員の皆さんが地方局に来て事情を説明したりあるいは名刺を置いていたり、そういうことはあると思います。

○林紀子君 そういう意味では、この本陣山ゴルフ場問題では、既に開発会社の社長、常務が贈賄罪で略式起訴をされて罰金刑というのが確定しているわけですね。開発に絡んだ問題、農地が絡んだ問題でこういうような贈賄事件というのが発生するというのは、本当にゆゆしい問題だと思いませんか。

最後に、大臣にお聞きしたいんですけど、これは単に一地方の問題だけではないと思うわけですね。今、金丸巨額脱税事件ということで日本じゅうが怒っているわけですが、農水省も、先ほど来お話がありますけれども、多額の公共事業と許認可の権限を持っているところで、こうした疑惑がいささかでも生じないように厳しい指導というのを強めていく必要があると思いませんか。

すけれども、その辺に対する御見解、御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(田名部匡省君) 厳しく指導してまいります。

○星川保松君 私は、きのうからいわゆる新農政についていろいろ質問をしておるわけでありすが、きのうはせっかく大臣がいらっしゃいますので、きのう質問したことを一つだけ大臣に質問したいと思うわけでございます。

といいますのは、新農政では農業の労働時間それから所得水準を他産業並みにするんだということとをうたっておるわけでありすが、そのことは三十年前の農業基本法の第一章第一条にやはり「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営む」と同じことをうたっているわけなんです。それで、農業基本法に掲げて目標としたことが三十年たつて達成されなかった。そのことを今度はまた達成しようということで、いわゆる古い旗印をもう一遍ほりを払って持ってきたということになると、新農政の「新」がおかしんじゃないかと、こういうことを聞いたんですが、大臣はどう思いますか。

○国務大臣(田名部匡省君) 時代は刻々と変化をしまいにしまして、三、四十年の変化というもの、私たちが予想した以上に世の中は変わって来ているんです。これだけの工業国として発展していくと予想した人はいなかった。しかし、じゃあ、あの当時のそうした農業基本法のもとでは同じように農家の所得の向上、労働条件を他産業並みにしたいという目標を掲げてうまくいかなかったのかということ、畜産でありますとかは今多少問題はあるんですが、施設園芸の分野、そうしたものがどんどん進んで農家総所得が勤労者世帯を上回るに至ったという一定の成果は上がってきた。

しかし、ここに来て他産業の方が魅力あるというところで若い人たちがそちらに行く。一方で、機械化がどんどん進んで従来のような手でやる時代ではもうなくなったものですから、家族全部でやる農業でなくなったという面も、これは機械化

が進んだということの一つだろうと思うんです。そういう変化がありました。

しかし、考えてみると、農村社会というものを崩壊させていいかということになるとこれはまた別な問題でありまして、何とか二種兼業、働きながら農業をやるといふ人がほとんどいふえで、所得全体で見ればサラリーマンよりも上だということではあっても、何とか村に残りながら働ける状態というものをつくれないだろうか。そういうことになると、みんなが兼業農家になってしまつと、専業的にやる人がいなくなるという面が新たに出てきた問題でありまして、そういうところで、働きに行く人はそれでいいとしても、本当に残つて農業を何とか守ろうという人のためには一体どうあらなければならぬかというところに移ってきました。そういうことで新農政というものをいろいろ考えながら、新しい時代に合った政策を出した、こういうことであります。

○星川保松君 いわゆる基本法で農業の方も伸びたけれども、商工業、他産業の方がさらに伸びたということとでその差は詰まらなかった、こういうことだろうと思います。

ただ、農家の皆さんがどういうふうな受けとめているかということ率直に考えてみますと、基本法農政の基本法ができたころは、まだ農家は何かをつくっても売れましたし、希望を持って農業をやれたと思うんですよ。ところが、三十年たつた今、基本法にのつた農政下においても何をつくっても引き合わないと言っているわけですよ。それで、もう赤字になるし、土木作業員の日当にもならないということでもみんなやめちゃって、それで部門ごとにもう捨てちゃうんですね。失業しちゃって、それで土木作業に出ていくという状況になっているわけなんです。農業にだけではもう食っていけない、そういう農業にたつてしまった。それで、嫁さんも来ないということ、四苦八苦して外国からお嫁さんをもらってくるなんというように苦しいでおるわけでありまして、したがって後継者もいない。それで

結局、農業はじいちゃん、ばあちゃん、母ちゃんの三ちゃん農業になってしまった。

結局、基本法農政下において、農家の皆さんはもう農業がだめになってきたというふうな受けとめているんだと思ふんですよ。その点について一言ひとつ。

○国務大臣(田名部匡省君) 東北で、実態はやや似ておるんだらうと思うのでありますが、非常に発展した地域とそうでない地域というのがあって、私の八戸の場合は、新産都市の指定を受けてから人口もふえ、農地がどんどん高くなりまして、もうそんな一坪二十万のところでネギをつくつてもというようなことがありまして、むしろ別に利用した方がいいということで発展していった地域もあれば、あるいは全然何をやってもだめだという地域もあれば、規模を大きくやろうとやうまくやっているとあるべきというところであります。一つは、流通が非常に発達したということで競争をますます強いられました。競争力のないところはもういよいよおかしくなってくるということが一つあるんだらうと思うんです。

おっしゃるとおり、農家の人たちに会うと、私の親戚は全部農家なものですから、農業はだめだだめだと言っていますが、もうだめだと言わないで、後継者がいないという言っています。給料を払っているか、もらった嫁さんに給料をやっていくかという、やっていないんです。ただで働く人はいないので、規模が小さくて結局給料を払う程度の農業をやっているものから、そういうことも一つあるかと思ふんですよ。

ですから、余りだめだだめだと言わぬで、いいところもある、夫婦で共同作業はできるし、休みには子供も手伝える、定年もない、そういうこと等を生かしながら、農業の魅力というものをもうと国民にPRして、いいなと思わせないと、これは嫁に来手がありません。親が、みんながだめだめと言っている、そんなだめなところに行くわけはないんです。

ですから私は、そういうことでなくて、農家の

そういうことになりますと、規模拡大ということとは、経営の側からいえばこれは当然設備投資なわけですよ。設備投資というものは、経営感覚が鋭ければ鋭いほど先の見通しがなければ、やらなことがなです。先の見通しとなくれば、日産自動車が座間工場を閉鎖するというような思い切った縮小もやるわけなんです。ですから、そういうことからいきますと、経営感覚にすぐれた経営者を今つくり上げていくということは農業の環境からして極めて困難な状況にあるんじゃないか、こう思うんですが、それについてはどのような

○星川俣松君 育成すべき農業の経営体のところに土地を集積していく、そのためには、土地持ち非農家あるいは小規模兼業農家、それから生きている農業を行っている高齢農家、こういう方々には農業をやめてもらうか土地を売るなり貸すなりして育成すべき経営体の中に土地を集積していくという方向ですけれども、ここで見誤つてならないということとは、土地持ち非農家、小規模兼業農家、生きている高齢農家というのは、これはなかなか土地を手放さないとということを見誤つてはいけな

○政府委員(上野博史君)　まず最初に、誤解があつてはいけないわけでござりますけれども、先ほど来、私どもの新しい農業政策の考え方として、規模の大きな効率的な農業経営をつくっていくという場合に、無理やりその土地をだれからだれかにはがしてつていく、規模拡大を図るといふ

○星川伊松君 きょうは時間がなくなったので、もう一問ぐらいいかできないと思いますが、組織経営体というのは集落規模のものを想定しているわけですね。それで、集落規模ということになりますと、私は経営の集団化という方向だろうと思ふんですよ。ところが、経営の集団化という、集

団農場の方の方向というのは、私は果たして我が国の伝統的な農業経営からいって成功するのかが甚だ疑問に思っていますね。集団農場の方向に行くという事は世界的にも今破綻しているんですね。例えばソ連のコルホーズ、まあ中身は違いますが、あれども、それから中国の人民公社、すべてこれはもう解体なんですよ。そして個人経営の方に移っているんですね。そういう個人経営の方に世界的な趨勢として今動いているのに、新農政が逆に集落規模の集団農場の方向に動いていくということ、私は、私はどうも時代に逆行するのではないかなという心配をしているんですが、そういうことについてはどうお考えですか。

○政府委員(上野博史君) よその国の例で言いますと今お話しのようなことも確かにあるわけですが、我々は別にそういうソホーズなりコルホーズあるいは人民公社というようなものをつくろうというふうには思っているという事では決してないわけでございます。それぞれの地域の状況で、例えば割に小規模な土地を持った兼業農家がたぐさおありになる。そういうところでだんだん高齢化をしていって、体にこたえるような農作業というものができにくくなっていく。そうすると、稲作自身がなかなか行われにくいということもあるわけでございます。

一方で、そういうところで若干なりと残っている若い農業者の方々が、そういう労働的にきつい耕起だとか植えつけだとか収穫だとか、そういう作業を機械などを用いて効率よく短時間でこなして相当大きな面積の作業ができるようにしていくというようなことは、これは必要に応じて考えていかなければならない問題だというふうに考えるわけでございます。先ほど委員御指摘のように、資産保有性の強い我が国なんかの場合におきましては、こういう形で効率を上げていく一つの生産の形態をつくり上げていくということも非常に有効な方法なんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○星川保松君 ありがとうございます。

○新聞正次君 新聞でございます。最後の方にありますと、質問が皆さんに、先輩諸議員に偏ってまいりまして、私の方としては何かから行くかなと今迷っているところでございます。

先般、全国町村議会連合会の佐藤様から、「米の輸入自由化阻止に関する決議」ということで決議文をいただいております。これ、大臣、またかと思われるかもしれませんが、一言御見解をお願いしたいと思います。

ガット・ウルグアイラウンドの農業交渉においては、米・EC間の農業分野における基本的な合意を受け、今後紆余曲折が予想されるものの、早期決着を目指した多国間交渉が展開されている。

わが国において、関税化及び農業保護の画一的な削減が実施されるならば、日本農業の根底が崩壊し、稲作農業を基幹とする地域経済、自然環境・国土の保全、さらには国民生活に多大の影響を及ぼすことは必至である。

よって、政府・国会は、三回にわたる国会決議を踏まえ、米などの基礎的食糧の国内供給方針を堅持し、関係各国の理解を得るとともに、将来に向けた新しい農政の確立を図るため、最大限の努力を払われるよう強く要望する。

という決議文をいただいておりますけれども、大臣のひとつ見解をよろしく願います。

○国務大臣(田名部匡吉君) この自由化問題に関しては、毎回同じお答えで申しわけないぐらいでさえありますが、水田稲作というのは、今お話にもありましたように、国土の自然環境の保全でありますとか、あるいは日本が工業国だと言ってみてもそれは一部であって、国全体で見ますと農村社会というのは非常に多いわけですし、そこでは農業による経済の確立、地域経済を担っているという部分がありますので、そういうことを考えますと、国会決議等を体して国内産で自給していくというこの基本方針、これが崩れると農村社会もおかしくなってくるわけですから、それはもう全力を尽くして最大限の努力をしていきたい、こう

考えております。

ちよつとつけ加えますけれども、先般も千葉県で農業者の皆さんにお会いしまして、いろいろ陳情を受けました。だから、三度三度食べる食事、一生食べるんですから、もう心配ありませんから元氣出して頑張ってくださいよ、ほかのものは、時としては自動車は買わなくなったとか、あれは買わなくなったというのはいかぬものをつくっているんですから、どうぞ元氣を出してと、こういう激励をしまいたが、いずれにしてもそういうことも含めて対処してまいりたい、こう考えております。

○新聞正次君 大変力強い御意見を伺いました。まして、安心をいたしました。

続きまして、私の地元は愛知県でございます。愛知県というのには野菜の生産県では全国でも屈指の県だと思っておりますけれども、生鮮野菜の消費量の多い都市近郊における生鮮野菜の地域自給体制の強化が必要だと思われまして、現状及び今後の対策についてお聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 構造改善局長でございますが、かわつてちよつと答弁させていただきます。都市近郊の野菜は、例えば東京都であれば三多摩だとかあるいは世田谷、杉並の一部でございますが、軟弱野菜の生産地として非常に重要な役割を占めております。恐らく東京都の中央卸売市場に占める都内の生産割合は四割から五割、場合によっては六割ぐらいを占めております。非常に重要な位置を占めているということは事実でございます。

○新聞正次君 答えになっていくかどうかちよつとなんですけれども。

続いて、時間がありますので急いでまいりたいと思ひますが、私の地元でたまたま大変関心の持たれている問題に木曾岬の干拓というのがございます。これは昭和二十五年に一応着工して四十九年完成という目的でやってきたわけでございます。

す。これは決算委員会等でも問題になったと思ひますけれども、昭和二十五年で二十七億七千五百万、二十七億余、それが平成元年度には百六十三億余になってしまつておる。着工時の五・八倍になつておるわけでございます。このように長引いてしまつておる要因というのは一体どういふところにあるんでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 今御指摘のとおり、この事業は昭和四十一年度に着工いたしました。現在までに工事はほぼ終了しております。しかし、愛知県と三重県両県の県境が画定していないということで法律上の工事の完了ということができないわけでございます。平成二年度より事実上工事は休止というふうにしていただいております。この解決のために再三愛知、三重両県と協議して県境を画定するようにということで努力したわけでございますが、この県境の画定がまさに事業が完了しない最大の理由でございます。

○新聞正次君 私ども実は現場を見させていただきまして、先ほどの都市近郊型農業という意味におきまして大変もったいないな、あれだけの土地がそのまま草ぼうぼうというのか、もちろん一部試験的に耕されているところもあつたわけでございますけれども、大変もったいないなという感じがするわけでございます。

そして、東海農政局の依頼を受けてつくつていらつした方のお話などを新聞の記事なんかで見ますと、木曾川が運んできた土などで農業に大変適しておる、ジャガイモ、ニンジンなんかの場合には恐らくここ五年間の平均収量の二倍ぐらいの好成績が上げられると言つておる記事も出ておるわけ、これだけの土地がそのような状態でほうほうとおかれるというのは何か大変つらいなというふうな感じがいたします。

今お答えいただきましたように、来月、恐らく連休明けには新聞記事などにも知事交渉によつて決着が持たれるだろうというふうなこともあります。そういう点でぜひ私の方といたしましては両県の知事に良識ある、また両県関係者の納得のい

く決着がつくようなエールを送りたい気持ちでいっぱいでございますけれども、農水省としての何か特別な御意見というのはいささかありますでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 今までも先ほど申しましたように両県に対して再三にわたって県境の早期画定を要請するということで、私自身も大臣の命を受けて両県知事に直接お会いいたしました。それぞれの県の考え方を伺ったわけですが、こういうふうな働きかけを受けて、三月十八日には両県の副知事間で協議が行われまして、平成五年の早い時期に知事間の協議を開始する、それからさらに知事間の協議においては県境問題と並行して今の近郊野菜の問題とかを含めまして土地利用についても協議するという合意がなされております。

今後この話し合いを十分に見守っていききたいというふうに考えております。

○新聞正次君 ありがとうございます。それから、先ほど稲村先生もちょっと触れられたんですが、先ほどもある週刊誌に「がん多発の犯人は農薬か」という大々しい見出しで、現在MOという名前で販売されております除草剤のCNPが新潟県で胆道がんを引き起こす原因となっているという内容の記事が出ております。

これはほかの資料なんかと比較してみますと、CNPが発がん性物質と断定できるところまではまだいってないようですが、研究の段階だという話でございますが、万が一にでもそういうような確率があつてはならないということで、今後の追跡調査をぜひお願いしたいと思うわけでございますけれども、その辺はいかがでございますでしょうか。厚生省さんの方でお願いします。

○説明員(浜田康敏君) お答えいたします。

実は私、水道の担当の者でございます。疫学的な判断の問題につきましては別のところが所管しておりますので、十分なお答えになるかどうか分かりませんが、従来我々の認識しておりますCNPの毒性につきましては、動物実験等

による発がん性ということは確認されていなかったわけでございます。今回の先生御指摘の新潟県信濃川流域の問題につきましては報道がなされた内容も私もなりに勉強をいたしましたわけでございますけれども、その研究者の御意見も一つの仮説であるという段階のようでございまして、私も飲み水の行政を担当しております者として、私も、今後こうした問題につきましては十分その知見を収集しながら対処してまいりたいというふうに考えておりますが、現時点ではまだそうしたおそれがあるものというふうには我々の知見では認識していません。

○新聞正次君 たとえ微量なりといえどもこれが出ているという検査結果も出ていますわけでございますので、その点での追跡調査をお願いしたいというのを今お願いしたわけでございます。

その水道水源の問題になってくるわけでございますけれども、一昨年全国の市民団体が各種の河川を調べたところでは、我が国の水田で広く使われているCNPでございますが、クロロニトロフェンでございますけれども、これが調査したすべての河川から検出されている。これは大変恐ろしいことで、この除草剤は発がん性とか催奇形性がある史上最強の毒物と、これは大変厳しい指摘になっておるわけでございますけれども、いわゆる水道水の中から農薬の成分が検出されている。そういう問題等につきましての検査体制というのはどのようになっているのでしょうか。

○説明員(浜田康敏君) 先生から今御指摘がございましたように、最近の水道水源にさまざまな化学物質、これは一部農薬も含めまして検出されてきておまして、こうした状況を踏まえまして、厚生省におきましては生活環境審議会に二年以上前でございますけれども諮問を申し上げまして、つい昨年末にその答申を受けまして飲料水の品質基準の大幅な改定を行ったわけでございます。

そうした検討の過程で、水道水中に含まれております化学物質、これは農薬も含めましてですが、つきましては必要なものについては新たに基準化

を行ったわけでございます。今回農薬につきましては新たに四物質を水質基準に追加したところでございます。この四物質につきましては水道法に基づきます検査が義務づけられておまして、各都市の水道事業者が定期的に水道原水あるいは飲み水につきまして、その四農薬につきましては今後検査をしてまいります体制になっておるわけでございます。

なお、この新しい水質基準は本年十二月一日からの施行でございますので、十二月一日からはきつちとした体制でそうした水質検査を実施するよう現在指導をいたしているところでございます。

○新聞正次君 私の場合、東京と地元愛知を頻りに往復しているわけでございますけれども、東京の水が合わないわけではございませんけれども、何となくふろへ入りますとさかさがしてくるような感じがいたします。

ここ数年、全国の家庭用浄水器などが大変売れ行きが伸びているという、八一年から九一年を比較して見ても、全国家庭浄水器協議会の会員会社数が十社から七十一社へという大変な伸びを示しているわけですね。そして、出荷台数にすると約十二万台から約三百六十万台へとこれまた飛躍的な伸びを示しているわけでございます。

それと、日本ミネラルウォーター協会の統計資料によりますと、容器入りの飲料水、いわゆるミネラルウォーターの生産、輸入の合計数量も平成二年から三年にかけて一五八%という大変な伸び率を示しておるわけでございますけれども、したがって消費者の場合は安全な水ということよりもおいしい水ということに対する関心が大変高くなつておるわけでございます。その辺のところ、水道水源の対策について厚生省の御見解をお願いします。

○説明員(浜田康敏君) ただいま先生御指摘のような状況、つまり水道水に對します不安とかあるいはまずいとかといったことから、家庭用浄水器あるいはポトルウォーターが大変な売れ行きであ

るといふ点につきまして、一面ではそうした質の高い生活を求めるという国民の志向であるとか、という面もございまして、我々水道行政を預かる者にとりまして水道水に對する信頼感が失われているという点につきましては、ゆゆしき事態になっているというふうに認識しておる次第でございます。

そのために、先ほど申し上げましたように水質基準の大幅改定も行ったわけでございますが、水道水の質を根本的によくしていくためには、御指摘のとおり水道水源そのものを保全していく、水質保全を図っていくということが極めて重要であらうというふうに考えております。

この点につきましては、実は去る二月四日でございますけれども、私どもの中に設けました有識者懇談会から、水道水源の水質保全のための対策に関する極めて幅広い内容にわたります貴重な政策提言が盛り込まれておるわけでございます。厚生省といたしましてはこの提言を受けまして、これは非常に幅広い関係省庁にまたがるものでございまして、関係省庁の御理解と御協力を得るべく現在いろいろこの対策の推進に向けて協議を進めさせていただいております。一日も早く水道水源保全対策が確立するよう、私も引き続き努力を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○新聞正次君 もう時間がなくなりましたので、あと二つばかりお聞きしたいことがありましたけれども、ぜひ今の厚生省さんの見解とあり、安全な水からはおいしい水へという要望が高まっておりますので、その辺のところのひとつ極めて早い対応を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(吉川芳男君) 以上をもって、平成五年一度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 次に、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び改正内容を御説明申し上げます。

本法は、北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工原材料の供給事情の著しい変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、本法は、昭和六十年代に入ってから二百海里体制の強化及び水産加工品の輸入の増大に対処するため、昭和六十三年に改正され、水産加工業の体質を強化するための研究開発等に必要資金についても貸し付けを行うこととされたものであります。

この間、政府といたしましては、本法に基づき、近海低利用資源の食用加工品の原材料としての有効利用と、新製品・新技術の開発、導入等による水産加工業の体質強化の促進に努めてきたところであります。

本法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加工業を取り巻く状況を見ますと、各国の二百海里内における対日漁獲割り当ての一層の削減に加

え、水産資源の保護等の観点から公海における漁業についても規制が拡大されるなど、国際的な漁業規制の強化により水産加工品の原材料の供給事情はさらに悪化しております。

また、各国とも、自国水産資源を最大限に活用する観点から、水産加工品の形態で我が国に輸出する傾向を強めており、水産加工品の輸入が引き続き増加する傾向にあります。

このような状況にかんがみ、引き続き水産加工施設の改良や新製品・新技術の開発、導入等に必要資金の貸し付けを行うこととするため、本法の有効期限を五年間延長し、平成十年三月三十一日までとすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び改正内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

平成五年四月十二日印刷

平成五年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局